

平成27年度柴田町議会6月会議会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	加藤 秀典 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	奥山 秀一 君
危機管理監	小玉 敏 君
税収納対策監	佐藤 芳 君
技術管理監	関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	中山 政喜 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 事	佐山 亨

議事日程 (第1号)

平成27年6月8日(月曜日) 午前9時30分 再会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 町政報告
- 第 4 報告第 1号 専決処分の報告について(平成26年度町道槻木169号線外道路補修その2工事請負変更契約について)

- 第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について（平成 26 年度町道富沢 16 号線道路改良工事請負変更契約について）
- 第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について（平成 25 年度下水道災害復旧工事（11-140 外）（繰越明許）請負変更契約について）
- 第 7 報告第 4 号 専決処分の報告について（和解について）
- 第 8 報告第 5 号 専決処分の報告について（平成 26 年度柴田町一般会計補正予算）
- 第 9 報告第 6 号 専決処分の報告について（平成 26 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）
- 第 10 報告第 7 号 専決処分の報告について（平成 26 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）
- 第 11 報告第 8 号 専決処分の報告について（平成 26 年度柴田町介護保険特別会計補正予算）
- 第 12 報告第 9 号 専決処分の報告について（平成 26 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 第 13 報告第 10 号 専決処分の報告について（柴田町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 14 報告第 11 号 専決処分の報告について（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 15 報告第 12 号 平成 26 年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 16 報告第 13 号 平成 26 年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 17 報告第 14 号 平成 26 年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 18 報告第 15 号 平成 26 年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 19 報告第 16 号 平成 26 年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 20 報告第 17 号 平成 26 年度柴田町水道事業会計予算の繰越しについて
- 第 21 報告第 18 号 柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について
- 第 22 一般質問
- (1) 平 間 奈緒美 議員
- (2) 吉 田 和 夫 議員
- (3) 舟 山 彰 議員
- (4) 齋 藤 義 勝 議員

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成27年度柴田町議会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番安部俊三君、10番佐々木守君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から6月11日までの4日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会議の開催期間は本日から6月11日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から6月11日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、本定例会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

---

---

### 日程第3 諸報告

○議長（加藤克明君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。6月会議、よろしくお願ひしたいと思います。

まずは、町政報告として5件ほど申し上げます。

1つは、「しばた千桜橋」開通式について申し上げます。

さくら名所百選の地である船岡城址公園と白石川堤を結ぶ、長さ87.3メートルのしばた千桜橋が完成し、平成27年3月29日に、無事、開通式を行うことができました。当日は、ご来賓や地域の皆様など多くの方々にご参加いただき、皆様とともに渡り初めを行いました。

しばた千桜橋は、船岡城址公園と白石川堤を連絡橋で結ぶ回遊ルートの整備事業と位置づけ、国の社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、平成23年度から事業を進めてまいりました。橋のデザインや周辺景観整備などについては、検討会で何度も議論を重ねてきました。その結果、多くの方から、自然に溶け込んだ美しい橋ができたとの評価をいただいております。

開通式を行うに当たっては、一般公募で応募された町民や各種団体のメンバーで構成された方々で開通式実行委員会を立ち上げ、誰もが思い出に残る手づくりの開通式になるよう、プログラムやセレモニーなど、企画から当日の役割分担まで、実行委員が中心となり進めていただきました。

多くの論争があった建設計画ただだけに、開通式後の一般開放では開通を心待ちにしていた多くの方々が列をつくり、そして、しばた千桜橋を渡る皆さんの姿を見て、正直ほっとしたところでございます。

橋の名前は、公募を行い、船岡城址公園の千本桜と白石川堤の一目千本桜を結ぶ橋で、柴田の美しい桜が永遠に咲き誇り、千年先まで伝えたいという願いが込められたものに決定いたしました。

今年度は、高齢者や身体の不自由な方にも利用していただけるよう、白石川堤におりるスロープと白石川親水公園の整備を行い、来年の春にはグランドオープンする予定です。

これまで整備してきた花咲山構想による船岡城址公園の魅力をさらに向上させるとともに、花のまち柴田を切り口とした地域づくりを成功させ、観光客に、一度は行ってみたいまち、そして、住んでみたいまちとして選んでいただけるよう取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

改めて、しばた千桜橋の完成や開通にかかわった多くの方々に心から感謝を申し上げ、報告といたします。

2点目、「しばた桜まつり」について申し上げます。

しばた桜まつりは、当初、4月10日からの開催を予定していましたが、桜の開花が早まり、4月3日に標準木の開花が確認できたため、急遽、開幕を4月4日に前倒ししての開催となりました。4月10日には、船岡城址公園内の約1,000本のソメイヨシノが満開となる中、盛大に開花式を行いました。

ことは天気の良い日が多く、変わりやすい天候でしたが、4月12日の日曜日は、前日まで雨や曇りが続いたことや満開期が重なり、さらには3月29日に開通したしばた千桜橋の効果もあり、柴田町始まって以来の人出となりました。

ことの桜まつりの特徴は、昨年に続き、大型観光バスを利用した台湾の方々やタイの方々を初め、東南アジアの国々から家族や少人数のグループで電車等を利用し来場したことです。

一昨年より始めた町を挙げてのおもてなしの心で花見客を迎える取り組みでは、一般町民や婦人会からのボランティアの方々と町職員がスタッフとなり、船岡城址公園やJR船岡駅、白石川堤など昨年より2カ所ふやし、7カ所で観光案内等を行いました。また、JR船岡駅から船岡城址公園まで、昨年より2店舗多い9店舗がおもてなし協力店として観光パンフレットの配布や道案内、休憩場所の設置を行っていただきました。さらに、昨年に引き続き「おもてなし食事店・お土産店マップ」を作成し、飲食店やお土産品の情報提供を行いました。昨年までは昼食を提供する店舗のみの掲載でしたが、ことは、夜にも飲食ができる店も追加いたしました。

おもてなしを始めて3年目になりますが、桜まつりに来ていただいたお客様から、数多くのお褒めの言葉、お礼の言葉をいただきました。町民の方々にも、全国からのお客様をお迎えしたいというおもてなしの心の醸成が着実に図られているものと考えております。

また、3月29日に里山ガーデンハウスがオープンしたことにより、長年の懸案事項でもあり、町民や観光客から要望が多かった船岡城址公園山頂のトイレ等の課題は解消されました。期間中の4月15日午後には突然の雷雨となりましたが、山頂付近のお客様の避難場所としても大いに役立ちました。

期間中のLEDライトによる夜桜ライトアップは、昨年までの三ノ丸広場、観光物産交流館前駐車場に加え、町内企業のご協力により、しばた千桜橋の白石川堤におりる階段付近にもLEDライトを設置し、多くの方々に夜桜を楽しんでいただきました。

開幕前には、自衛隊や町内企業、町民の皆様等、総勢500名での清掃活動、期間中は、第1行政区の区民の方々を初め、商工会女性部・青年部、柴田高等学校硬式野球部の皆さんによる奉仕活動としての清掃のご協力をいただき、気持ちよくお客様をお迎えすることができました。

こうした努力が実を結び、ことしの桜まつり期間中の来場者は、天気の悪い日が多かったにもかかわらず、昨年を上回る25万1,000人の来場がありました。柴田町において増加したことの一つの要因として、しばた千桜橋オープンの効果が大きいものと考えております。来年も美しい桜が開花し、多くの花見客に来ていただけることを期待しまして、報告いたします。

3点目、「第9回柴田さくらマラソン」について申し上げます。

青空に桜吹雪が舞う4月18日、東船迫の白石川左岸河川敷をメイン会場に、3年ぶり、第9回目となる柴田さくらマラソンが、柴田さくらマラソン実行委員会主催により開催されました。

今回の大会は、柴田町では初めての種目となるハーフマラソンを初め、各種目に2,569人も多くのランナーが、町内はもとより県内外から参加していただきました。柴田町の春を彩る桜やのどかな里山の風景を楽しみながら駆け抜けたすばらしい大会になったのではないかと考えております。

実行委員会では、柴田町の桜の美しさを感じてもらいたい、県道や国道を使用しない、花見客への影響を最小限にするなどを考え試行錯誤した結果、槻木地区を中心にコース設定していただきました。大会当日は大きなトラブルもなく、すばらしい大会となったのは、実行委員会を初め、関係機関・団体、各行政区、ボランティアスタッフなどの多くの方々の支援と、沿道で応援する皆さんの大会を成功させようとする情熱やおもてなしの心があったからこそだと思います。

特に実行委員会の皆さんには、大きな仕事をなし遂げたという充実感とこれからもできるという自信につながったものと確信しています。改めて、実行委員会一人一人のまちづくりへの思いや町民の底力がどこの市町村よりも高いと、誇らしく思ったところでございます。

町が担った役割としては、コース整備、関係機関との対外的交渉・調整、各種許認可・補助金、施設や物品の無償貸与・提供などの側面から強力にサポートさせていただきました。

改めて、マラソンは、「するスポーツ」であり、「見るスポーツ」であり、そして「支えるスポーツ」の3要素を備えて、全ての人が楽しめるスポーツイベントだと強く感じた大会でした。

実行委員会の皆様を初め、第9回柴田さくらマラソンにかかわった多くの方々に心から感謝

申し上げ、報告といたします。

4点目、槻木小学校のプールの完成について申し上げます。

槻木小学校のプール改築工事は、平成26年10月から着手し、平成27年3月30日に完成いたしました。

この事業は、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用し、旧プールの解体、新プールの建築の工事費と工事監理等の委託費を含め、総事業費約1億7,200万円を要しましたが、議員各位を初め、学校関係者及び関係機関、さらに地域住民の皆様方のご理解とご協力により、無事完了することができました。改めて、感謝と御礼を申し上げます。

新しいプールは、耐候性や耐震性などにすぐれているFRP製の25メートル、8コースのプールで、プールサイドには滑りにくく熱くなりにくい素材のシートを敷き、安全性の向上を図ることができました。

また、災害時等にプールの水を飲料水等として供給できるよう、浄水装置を設置いたしました。本年10月の地震対策総合防災訓練において、訓練の一環として稼働させる予定でおります。

本年度は、老朽化した船迫小学校のプールを、槻木小学校と同様、浄水機能を備えたプールへの改築を行います。今後も、教育施設の整備・運営に関しましては計画的に進めてまいりますので、議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

最後に、仙南夜間初期急患センターの利用状況について申し上げます。

平日夜間の急な発熱などの救急患者の診療を行うことを目的とした仙南夜間初期急患センターが、3月9日から診療を開始いたしました。内科を診療科目として軽症の急病患者に対応しており、診療時間は、平日の午後7時から午後10時までで、柴田郡医師会、白石市医師会、角田市医師会等の協力医師が当番制で担当し、診療に当たっております。

3月9日から4月30日までの利用者実績につきましては、診療日数が延べ38日、患者総数が93人でした。そのうち、柴田町の方が25人という利用状況になっております。

引き続き、町民の皆様には救急医療機関の役割機能や適正な利用の周知を図ってまいりますので、議員各位のご理解とご協力を申し上げ、報告といたします。以上でございます。

○議長（加藤克明君） これより**議会運営基準により質疑を許しますが**、「さくらマラソン」「桜まつり」及び「しばた千桜橋」については一般質問通告がされておりますので、今回は省略いたします。「さくらマラソン」「桜まつり」及び「しばた千桜橋」、その他一般質問以外でありましたら、**質疑を許します**。

質疑は1人1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

（平成26年度町道槻木169号線外道路補修その2工事請負変更契約について）

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

（平成26年度町道富沢16号線道路改良工事請負変更契約について）

○議長（加藤克明君） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号、以上2件を一括して専決処分の報告を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、工事内容に一部変更が生じたため、契約金額の増額が必要となった2件の工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

報告第1号は、平成26年度町道槻木169号線外道路補修その2工事の請負変更契約に係るものです。

報告第2号は、平成26年度町道富沢16号線道路改良工事の請負変更契約に係るものです。

以上、2件の内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明いたします。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、2件の工事請負契約につきまして、工事内容に一部変更が生じたことから、増額の請負変更契約の専決処分を行っております。

1ページになります。

報告第1号平成26年度町道槻木169号線外道路補修その2工事の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

3ページをお開きください。

専決処分書です。

平成26年10月17日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で、舗装すりつけ区間の延伸など一部工事の内容に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は、平成27年3月25日です。

契約の金額につきましては、変更前6,480万円で請負契約を締結しておりましたが、269万3,520円を増額して、変更後の契約金額を6,749万3,520円とするものです。

変更契約の相手方は日広建設株式会社となります。

次に、5ページになります。

報告第2号平成26年度町道富沢16号線道路改良工事の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

7ページをお開きください。

専決処分書です。

平成26年11月26日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で、載荷盛り土区間の大型土のうによるのり面保護など一部工事内容に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は、平成27年5月20日です。

契約の金額につきましては、変更前1億6,200万円で請負契約を締結しておりましたが、189万8,640円を増額して、変更後の契約金額を1億6,389万8,640円とするものです。

変更契約の相手方は株式会社四保工務店となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） では、お配りしています報告第1号、第2号関係資料をお手元にご用意ください。

初めに、報告第1号町道槻木169号線外道路補修その2工事です。

図面の左側には位置図を、図面の真ん中には標準断面図、そして右側には変更の概要を個別の概要で、最上段に全体数量というふうに表記をしております。

今回の補修その2工事につきましては、町道槻木169号線と町道槻木29号線、この2路線が対象になります。位置図の下を見ていただきますとよくわかるんですけども、実は町道槻木29号線の起点部なんですけれども、赤と黒の境なんですけれども、ちょうどJR沿いで道路が

一旦上に上がる、非常に見通しの悪いところでした。当初はそのところを工事区間と定めておったんですけれども、その先にも道路の補修の傷みが確認されましたので、路面性状調査をして判定をした結果、これまでの交付金対象事業に上がるということでしたので、東禅寺前のちょっと水路のつけ根のところまで延長して舗装をしたということが大きな内容になります。

右端の全体数量を見ていただきますと、今回特にふえていますのが表層工、密粒度アスコンの5センチなんですけれども、8,130平方メートルから8,927平方メートルということで、797平方メートルふえています。今回の工事の一番の大きなものについては、この表層工の面積がふえた。延長が伸びたので面積がふえたということになります。

続いて、報告第2号です。

こちらは町道富沢16号線道路改良工事になります。

図面の上には平面図を、施工延長2,180メートル、これが工事の全体の区間となります。下には、左側から標準断面図、真ん中に土工図、そして変更の概要を右の欄で表記しております。

先ほど財政課長の説明にもありましたとおり、大型土のうということで、ちょうど土工図、真ん中の絵を見てほしいんですけれども、実は黒線で斜めに本来は土を盛る予定でしたけれども、現道付近が制限されるんです。できるだけ現道の幅を有効利用できるようにのりを長く出さないために、土のう積み上げの工法に変えています。その結果、変更概要になりますが、載荷盛り土、ちょうど真ん中ぐらいです。1万立方メートルから6,700立方メートルということで、こののり長を削った分少なくなりましたが、一方で大型土のう、当初計画しておりませんでしたが、1,135袋土のうを積み上げたということが大きな変更の要因となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回限りです。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては報告番号を示して行ってください。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

町道槻木29号線の舗装についてお聞きしたいと思います。この部分は、町道を東禅寺のところから出入りするところが非常に混み合っているところなんですけれども、この道路幅6.2メートルのほかに、道路敷きというものがあるのかどうかということと、もしあるのであれば、東禅寺のところの隅切りを少し考えたほうがいいと思うんですけれども、この辺について計画があるのかどうか、道路敷きとして措置があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） ただいまの東禅寺の入り口ということなんですけれども、舗装は、道路の敷地があっても、いっぱいいっぱい舗装をしないんです。当然路肩盛り土ということで舗装を保護するためのいわゆる土の部分が普通出てくるので、舗装は若干小さくなります。これは標準断面図に書いていますので、当然場所によっては4メートルぐらいに近いところもありますので、そのところをひとつご理解いただきたいのと、当然隅切りになりますと、個人の用地の関係も出てきますので、ちょうど東禅寺の真ん前の道路が一番広いんです。今回舗装したところは水路沿いということで若干狭いんです。今、二方向から出入りがされているようです。ここについて、ちょっと今のところその隅切りという計画はないんですけれども、今ご提案いただきましたので、道路のぐあい、それから利用状況をちょっとつぶさに見ておきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 以上で、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告についてを終結いたします。

---

## 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

（平成25年度下水道災害復旧工事（11-140外）（繰越明許）請負変更契約について）

○議長（加藤克明君） 日程第6、報告第3号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第3号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成25年度下水道災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

主な変更内容は、地下埋設物の位置確定に伴う工法変更による増額変更を行ったものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 報告書9ページをお願いいたします。

それでは、報告第3号専決処分の報告について。

平成25年度下水道災害復旧工事（11-140外）（繰越明許）請負変更契約についての詳細説明を申し上げます。

期日につきましては、平成27年6月8日になります。

11ページをお願いいたします。

専決処分書になります。

専決処分の期日につきましては、平成27年3月25日です。

平成26年11月26日に議決いただきました工事請負契約につきまして工事を進めてまいりましたが、一部変更が生じたことから今回増額変更をするものであります。

変更内容でございます。A3の報告第3号資料でご説明いたしますので、お開きをいただきたいと思っております。

まず1枚目ですが、工事概要図になります。場所は、船岡工区と新栄工区となりまして、図面の真ん中の赤丸で囲んだ赤線部分がそれぞれの施工箇所となります。それぞれの拡大図もつけておりますので、ご確認いただければと思います。

今回、新栄工区の変更はございませんでしたが、船岡工区側に変更が生じてまいりました。内容でございますが、左下の比較表をごらんいただきたいと思っております。

施工延長等につきましては、現場精査の範囲内で大きな数量の変化はございませんでしたが、一部最下流部なんです、開削工L=6.5メートルを、交通規制の関係から、推進工L=5.7メートルに変更いたしましたことによりまして増額が生じております。

2ページの図面をお願いいたします。

工事路線の大きな赤丸部分についてが推進工事を行うための立て坑位置となっておりますが、同路線の地下埋設物で水路本管300ミリメートルの位置を試掘により確定いたしましたところ、下水道復旧工事位置と一部重なるところが4カ所出てまいりました。そのことから、立て坑寸法を若干縮めまして2.0メートルから1.5メートルに変更を行い、そのことによりまして、スペースの関係から推進工事の手間がふえてまいりました。

また、水道本管破損事故防止といたしまして、ライナープレートの矢板押し込みから掘削しながら立て坑をつくるケーシング施工に変更したことによりまして、最終的にこういうふうな増額が生じたものでございます。

3枚目の新栄工区につきましては、変更はありませんでしたけれども参考までに添付させていただきます。

以上の理由によりまして、変更前の金額9,979万2,000円に496万8,000円増の変更後1億476万円とするものであります。

変更契約の相手方は柴田町船岡中央三丁目1番5号株式会社松浦組となります。

なお、現場につきましては、舗装工事を残しまして6月下旬には全て完了する予定となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

## 日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

### （和解について）

○議長（加藤克明君） 日程第7、報告第4号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第4号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成27年3月6日に船迫字弁天地内において発生した、自動車と公用車の事故により双方の車両に損害が発生した件について和解するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、13ページをお開きください。

報告第4号専決処分の報告についてですが、交通事故の和解についての専決処分の報告になります。

15ページをお願いいたします。

専決処分書のとおり、専決処分日は、平成27年4月20日となります。

専決処分の内容につきまして説明をさせていただきます。

事故の発生状況についてですが、平成27年3月6日、柴田町大字船迫字弁天地内交差点におきまして、職員が運転する公用車に相手方乗用車が一時停止をしないで交差点に進入してきたため衝突し、損害を受けたものです。

記の1、和解の相手方につきましては、記載のとおりです。

2の和解の内容につきましては、相手方は、公用車の被害総額5万1,386円のうち90%相当額の4万6,247円を責任額として町に支払い、以降、相互に一切の請求、異議申し立て、訴えの請求をしないという内容で和解が成立したものです。

なお、この事故の当事者職員及び所属課長に対しましては、事故の実態を検証し、安全運転の徹底など、より一層の安全運転に努めるよう指導したところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

## 日程第8 報告第5号 専決処分の報告について

（平成26年度柴田町一般会計補正予算）

○議長（加藤克明君） 日程第8、報告第5号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第5号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成26年度柴田町一般会計補正予算は、先般開われました平成26年度3月会議の後に、町税や地方交付税、国県支出金などの歳入が確定したことや、歳出において特別会計繰出金の確定、民生費、土木費、教育費等の各事務事業費の精算によるものであり、歳入歳出とも7,191万6,000円の減額補正となりました。この減額補正によります補正後の予算

総額は、歳入歳出それぞれ123億8,863万1,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、17ページをお開きください。

報告第5号専決処分の報告についてですが、平成26年度柴田町一般会計補正予算についての専決処分の報告になります。

19ページになりますが、専決処分書のとおり、専決処分日は平成27年3月31日になります。

21ページをお開きください。

平成26年度一般会計補正予算です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,191万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億8,863万1,000円とするものです。

28ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正の変更です。2款総務費の地籍調査事業から11款災害復旧費の土木施設災害復旧事業まで、それぞれ3補正の際に繰越明許補正として議決いただきました事業費の額の変更となります。

次、29ページになります。

第3表地方債補正の変更6件となります。公営住宅整備事業費から災害援護資金貸付金まで、それぞれの事業費の額が確定したことにより限度額を変更するものです。

次、32ページをお開きください。

歳入です。主に町税の収入実績と各種交付金、それから地方交付税、国県支出金の交付額決定、繰入金の減額等に伴う補正となります。主なものについてのみ説明をさせていただきます。

1款1項町民税から、次のページの5項都市計画税までの町税につきましては、現年課税分と滞納繰越分の補正額を合わせて4,635万3,000円の増額補正となります。特に町民税の法人町民税現年課税分につきましては1,998万1,000円の増で、ほぼ前年度の決算額と同額となり、企業業績の回復基調が進んでいることや、法人事業数も平成23年度以降若干ずつ伸びていることもあり、増額補正となりました。

また、固定資産税の現年課税分1,073万7,000円の増につきましては、新築家屋の増及び設備投資に係る償却資産の増額が主なものとなりますが、収納率も順調なことから、現年度と過年

度の滞納繰越分を合わせ1,942万8,000円の増額補正となりました。

33ページになります。

4項1目町たばこ税は605万5,000円の減額補正となりましたが、これにつきましては、健康増進法の推進により喫煙者が減少する中で、昨年4月からの消費税増税に伴う値上げがたばこ離れに拍車をかけたことが減額の要因の1つであると考えております。

次に、34ページの4款配当割交付金1,402万6,000円の増、次の5款株式等譲渡所得割交付金715万7,000円の増ですが、これにつきましては、株式等の配当譲渡に対して納められた税をもとに県から一定の基準により交付されるものですが、それぞれ交付決定による増額補正となります。

次に、35ページの11款地方交付税についてですが、今回確定いたしました特別交付税5,028万5,000円、震災復興特別交付税4,808万5,000円を合わせて9,837万円を増額して、28億9,943万3,000円となりましたが、平成26年度の交付内訳につきましては、普通交付税が23億2,184万円、特別交付税が2億28万5,000円、震災復興特別交付税が3億7,730万8,000円となります。

済みません、飛びます。42ページのほうをお開きいただきたいと思います。

19款1項2目基金繰入金につきましては、2億2,704万2,000円を減額し、財政調整基金に戻し入れを行います。さらに、歳出で説明をいたしますが、5,380万4,000円の積み立てを行っております。このことによりまして、平成26年度末の専決処分の補正予算段階での財政調整基金の残高は14億1,071万3,134円となり、町債等管理基金2億6万6,840円を合わせた2つの基金合計額は16億1,077万9,974円となります。

これを平成25年度末の同じ専決処分時点で比較しますと、平成25年度末は15億674万778円でしたので、1億403万9,196円の増額となります。ただし、平成27年度当初予算で財政調整基金を3億1,950万3,000円取り崩して予算編成を行っておりますので、4月1日現在の予算ベースでの残高は、10億9,121万130円となります。

次に、44ページ、お願いします。

22款町債になります。1項2目土木債の1節公営住宅整備事業債から5節河川整備事業債まで、それぞれ事業費の確定による減額補正となります。

45ページ、お願いします。

歳出です。年度末の専決処分の補正でありますことから、一部基金への積立金等による増額もありますが、ほとんどがそれぞれ事業費の確定による不用額の減額補正となります。歳入と同様に主なものについて説明をさせていただきます。

47ページをお開きください。

2款1項6目基金管理費25節積立金5,384万1,000円の増につきましては、先ほど歳入で説明しましたとおり、財政調整基金への積立金として5,380万4,000円、町債等管理基金への利子積み立て分として3万7,000円の積立金となります。

51ページ、お願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金1,070万2,000円の減につきましては、事業費の確定に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額補正となります。

次のページ、52ページになります。

6目障害者更生援護事業費4,037万円の減は、19節の障害福祉サービス給付金、20節扶助費など、それぞれの事業費確定に伴う減額補正となります。

54ページになります。一番上です。

3款2項3目子ども医療対策費1,107万3,000円の減につきましては、子ども医療費助成事業の事業費確定に伴う扶助費などの減額補正となります。

57ページになります。

4款1項7目予防費1,592万9,000円の減は、各種の予防接種委託料など、それぞれの事業費確定に伴う減額補正となります。

飛びまして、65ページ、お願いいたします。

8款4項3目公共下水道費1,470万5,000円の減は、事業費確定に伴う公共下水道事業特別会計への繰出金の減額補正となります。

71ページ、お願いいたします。上から2行目になります。

10款5項4目図書館費25節積立金4,000万円は、図書館建設基金への積立金になります。これによります図書館建設基金の残額は、1億58万9,493円となります。

10款6項1目保健体育総務費25節積立金1,400万円は、スポーツ振興基金への積立金になります。これによりますスポーツ振興基金の残高は、1億1,468万9,392円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号の専決処分報告についてを終結いたします。

---

日程第9 報告第6号 専決処分の報告について

(平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)

- 議長（加藤克明君） 日程第9、報告第6号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第6号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、国民健康保険税、国県支出金、療養給付費交付金等の額の確定によるものであります。歳出につきましては、総務費の事務費等の確定によるものであります。歳入歳出とも2,316万円を増額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億1,879万7,000円とするものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- 議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。  
○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書79ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成27年3月31日になります。

81ページをお開きください。

平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,316万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億1,879万7,000円とするものです。

続いて、87ページをお開きください。

歳入です。主に国税の収入実績と、国県支出金等の交付額決定に伴う補正となります。主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税6,263万1,000円の増、2目退職被保険者等国民健康保険税1,259万6,000円の減となりますが、合計で5,003万5,000円の増額補正となりました。これにつきましては、それぞれ収入実績によるものです。

88ページになります。

3款1項1目療養給付費等負担金1,999万3,000円の増ですが、これは一般の被保険者の医療費分についての国庫負担金として、療養給付費等の負担金の交付決定による増額補正となります。

次に、3款2項1目財政調整交付金8,031万6,000円の増ですが、1節の普通調整交付金で128万2,000円の減で、財政調整交付金から後期高齢者医療費支援金財政調整交付金まで、それぞれ交付決定による補正となります。

2節特別調整交付金につきましては、8,159万8,000円の増額補正となります。これにつきましては、特別な財政事情があった場合に交付されるもので、東日本大震災による医療費の増加に伴う財政支援などによる交付決定額です。

次のページ、89ページになります。

4款1項1目療養給付費交付金846万1,000円の減ですが、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、退職者医療費分の交付決定による減額補正です。

6款2項1目財政調整交付金1,527万1,000円の減ですが、1節の1号交付金は療養給付費に対する県補助金として48万5,000円の増、2節の2号交付金は国保事業の特別な事情を勘案して交付される県補助金で、1,575万6,000円の減、それぞれ交付決定による補正となります。

9款1項1目一般会計繰入金1,070万2,000円の減ですが、これは町からの繰入金で、それぞれの事業確定による減額補正となります。

次のページ、90ページになります。

9款2項1目財政調整基金繰入金1億154万1,000円の減ですが、これは国保税の収入増や国特別調整交付金の交付があったことから、基金繰入金を組み戻すことができたことによるものです。この結果、国保財政調整交付金の平成26年度末残高は3億2,591万7,130円となっております。

続いて、歳出です。

92ページから96ページになります。ほとんどが国県補助金等の決定によるものと、事業実績に伴う補正減となりますので、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1款1項総務管理費から3項運営協議会費については、それぞれの事業費の支出確定による減額補正となります。

93ページになります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から、次のページ、4目退職被保険者等療養費につい

ては、国県支出金等の交付決定に伴い財源充当を補正したものです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費から3目一般被保険者高額介護合算療養費についても、同じく国県支出金等の交付決定に伴い財源充当を補正したものです。

次の4項出産育児諸費1目出産育児一時金801万円の減については、事業の確定による減額補正となります。

95ページになります。

3款後期高齢者支援金等、次の6款介護納付金についても、国県支出金等の交付決定に伴い財源充当を補正したものです。

96ページになります。

12款1項予備費3,516万2,000円の増ですが、国保税、国支出金等の収入増分をこの科目に充当したものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

## 日程第10 報告第7号 専決処分の報告について

（平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（加藤克明君） 日程第10、報告第7号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第7号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の主な内容は、歳入につきましては、下水道使用料の額確定及び汚水管理費の額の確定に伴う一般会計繰入金額の減額であります。歳出につきましては、主に汚水管理費、地方債利子の確定による減額であります。歳入歳出とも2,066万2,000円を減額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億2,451万7,000円とするものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、報告書97ページをお願いいたします。

それでは、報告第7号専決処分の報告について。

平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

99ページをお願いいたします。

専決処分書になります。

専決処分の期日は、平成27年3月31日です。

次に、101ページをお願いいたします。

平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算。

第1条です。歳入歳出それぞれ2,066万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億2,451万7,000円とするものであります。

103ページをお願いいたします。

地方債の補正です。

公共下水道事業費の起債であります。未普及対策、浸水対策、長寿命化対策、おのこの事業費の確定。また、資本費平準化債の借入額確定による補正となります。補正前の限度額4億3,070万円から20万円減額して、補正後の限度額4億3,050万円に補正するものであります。

105ページをお願いいたします。

歳入です。

2款使用料及び手数料の補正でございます。1項使用料1目使用料でございますが、12月会議で予算計上いたしました賦課漏れ分910万1,000円のうち年度内収納額が334万8,000円で確定いたしましたことから575万3,000円減額して、補正後の額、合計収入、歳入といたしまして5億5,168万4,000円に補正するものであります。なお、賦課漏れ分の使用料につきましては、分納誓約者が多いこともありまして、今後とも継続的に徴収を進めていくものであります。

次の2項手数料1目手数料につきましては、額の確定による減額補正となります。

4款繰入金1項繰入金1目他会計繰入金1,470万5,000円の減額につきましては、一般会計繰入金以外の歳入総額が歳出総額を上回る額につきまして戻し入れを行うため、減額補正となるものです。

7 款町債の補正です。103ページの地方債補正で説明した内容と同様となります。公共下水道費の起債額確定による減額補正となります。

106ページをお願いいたします。

1 款総務費の補正です。1 項総務管理費 2 目汚水管理費でございますが、9 節旅費から 3 目雨水管理費の13節委託料までは、額の確定による減額補正となります。

次に、2 款下水道事業費の補正です。1 項下水道事業費 1 目公共下水道建設費でございますが、9 節旅費、14 節使用料及び賃借料、107ページの19節負担金補助及び交付金につきましては、額の確定による減額補正となります。13 節委託料、長寿命化委託料の200万円につきましては、当初見込み額より人件費の上昇が大きく、実施設計費に不足が生じたことから、同じ事業の15 節工事請負費より200万円を充てるものです。ただ、15 節の工事請負費につきましては、汚水工事費20万円を増額している関係で180万円の減額補正となるものでございます。

次に、107ページの5 款公債費の補正です。1 項公債費 1 目元金でございますが、財源の組み替え補正となります。2 目利子23 節償還金利子及び割引料につきましては、額の確定による減額補正となります。

108ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。

公共下水道事業債ですが、当年度中の起債見込み額の補正となります。補正前 4 億3,970 万円の見込み額に対しまして、事業費の確定によりまして20万円減額して、補正後 4 億3,950 万円の見込み額とするものです。これらの表の全体といたしましては、前前年度末現在高、平成24年度末現在では86億17万3,000円でした。前年度末現在高見込み額、平成25年度末現在では81億5,065万2,000円となりまして、当該年度末現在高見込み額、平成26年度末現在では79億3,505万9,000円となる見込みとなりました。これにつきましては、前年度末より 2 億1,559 万3,000円、前前年度末より 6 億6,511万4,000円の減額となっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

日程第 1 1 報告第 8 号 専決処分の報告について

(平成 2 6 年度柴田町介護保険特別会計補正予算)

○議長 (加藤克明君) 日程第11、報告第 8 号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長 (滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第 8 号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、一般会計繰入金及び総務費、保険給付費等の額の確定によるものであります。歳入歳出とも277万6,000円を減額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億9,001万7,000円とするものです。

以上、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第 5 項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長 (加藤克明君) 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長 (鈴木 仁君) それでは、詳細説明をさせていただきます。

111ページをごらんください。

専決処分書です。

専決処分日は平成27年 3 月31日になります。

113ページをお開きください。

平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。

第 1 条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ277万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億9,001万7,000円とするものです。

118ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料38万6,000円の減額は、特別徴収分、普通徴収分、それぞれの収入実績によるものです。

次に、7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金243万8,000円の減ですが、これは保険給付費等の事業費確定によるもの、事務費確定によるもの、臨時職員の勤務実績確定によるもの、それぞれの減額補正となります。

次に、9款2項1目預金利子2万9,000円の増は、普通預金の利子による増額補正となります。

次に、9款3項2目返納金1万4,000円の増は、過年度における高額介護サービス費において精算分としての戻し入れによる増額補正となります。

続いて、歳出です。

120ページをお開きください。事業実績に伴う補正となりますので、主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目一般管理費7節の賃金から1款3項1目介護認定費12節の役務費まで、それぞれ支出確定による減額補正となります。

2款2項3目介護予防福祉用具購入費19節の負担金補助及び交付金から2款3項1目審査支払手数料13節の委託料まで、それぞれ事業確定による減額補正となります。

4款2項2目任意事業費19節の負担金補助及び交付金と20節の扶助費につきましても、それぞれ事業確定による減額補正となるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

## 日程第12 報告第9号 専決処分の報告について

（平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（加藤克明君） 日程第12、報告第9号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第9号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の主な内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定によるものであります。歳入歳出とも249万9,000円を減額補正し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億5,275万1,000円とするものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

125ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は、平成27年3月31日になります。

127ページをお開きください。

平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ249万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,275万1,000円とするものです。

続いて、130ページをお開きください。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料2万8,000円の減、2目普通徴収保険料243万円の減、合計で245万8,000円の減額補正ですが、これにつきましては現年度分保険料及び滞納繰越分保険料収入の確定によるものです。

次に、5款2項1目保険料還付金6万4,000円の減、2目還付加算金2万3,000円の増額ですが、保険料還付額確定に伴い、広域連合からの歳入確定によるものです。

次のページ、131ページになります。

歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金245万8,000円の減額ですが、保険料の減額に伴って広域連合への納付金を減額するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金6万4,000円の減額ですが、保険料過年度還付額の確定によるものです。2目還付加算金については、財源充当の補正になります。

4款1項予備費2万3,000円の増、前の還付加算金との財源充当の組み替えとなります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号専決処分の報告についてを終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時50分から再開します。

午前10時39分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、専決処分の報告を行います。

---

### 日程第13 報告第10号 専決処分の報告について

#### （柴田町町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（加藤克明君） 日程第13、報告第10号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第10号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴うものです。改正の主な内容は、軽自動車税のグリーン化特例の導入による標準税率の引き下げ、ふるさと納税における控除額の拡充、固定資産税の評価がえにおける土地の負担調整措置の適用年度を更新するものです。また、平成27年10月に施行される番号法に伴い、申告書等への記載事項として、個人番号、法人番号を追加するものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、報告第10号の条例改正の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、柴田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

今回の町税条例の改正内容の主なものとしまして、1点目、番号法の施行に伴う個人番号、法人番号の記載事項についての用語の見直し。2点目、軽自動車税の減免に係る申請期限について、納税者の利便に考慮する観点から申請期限を見直すもの。3点目、住宅借入金等特別税額控除の適用年度の延長。4点目、ふるさと納税に関するワンストップ特例に関する規定を整備するもの。5点目、固定資産税の評価がえに伴う土地の価格の特例の適用年度の更新を3年延長するもの。それから6点目、4輪軽自動車税の燃費性能に応じたグリーン化特例に係る税率の軽減、税金が安くなる意味です、が導入されたこと及び原動機付自転車及び2輪車に係る税率の1年延長。7点目、町たばこ税における旧3級品の特例税率の廃止に伴い、段階的に引き上げる経過措置及び手持ち品課税の規定を整備するものです。

次に、報告書135ページをお開きください。

専決処分書です。専決年月日は平成27年3月31日になります。

報告書137ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

改正前が右の欄に、改正後は左の欄になります。今回の改正は、地方税法、所得税法、法人税法等の改正に伴う引用条項のずれや、号ずれによる改正なども含まれておりますことから、主な改正条文について改正後の欄により説明させていただきます。

第2条、用語の規定は、番号法の施行に伴う個人番号、法人番号について、納付書、申告書等に追加記載することを規定するものです。

今回の改正では、各税目ごとに多数の箇所と同様の規定が出てまいりますが、説明は省略させていただきます。

次に、第23条は、地方税法において恒久的施設の定義規定が新設されたことに伴う引用条項の改正です。

138ページ、第31条、均等割の税率区分において、資本金等の額を法人事業税における資本割の課税標準に統一するものです。

139ページ、第4項は、資本金等の額の読みかえ規定を新設するものです。

第33条第2項のただし書きは、所得税法による国外転出の場合の譲渡所得の特例を適用しないことを規定したものです。

147ページになります。

第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免規定です。第2項及び148ページ第3号中、減免申請期限の「納期限前7日」を「納期限」までに改正し、納税者の利便を考慮したも

のです。

次に、150ページ、附則の改正になります。

第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するものです。

第9条及び152ページの第9条の2までは、ふるさと納税に関するワンストップ特例に関する規定を定めたものです。これまで確定申告を必要とする現在の仕組みに税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除を受けられる仕組みを導入したものです。

第10条の2は、地方税法附則の規定を受け、固定資産税の課税標準額の特例について、わがまち特例を導入し、標準的税率により課税することを規定するものです。

156ページになります。

第11条から159ページの第15条までは、固定資産税における宅地、農地、商業地等及び特別土地保有税における条例減額制度及び税負担急増土地に係る減額制度の負担調整措置の仕組みを3年間延長するものです。

160ページになります。

第16条は、一定の環境性能を有する4輪自動車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例に係る軽課税率の読みかえ規定になります。

162ページになります。

第16条の2は、たばこ税率の特例、旧3級品の特例課税を廃止するものです。

第17条から165ページ第19条までは、固定資産税と同様に都市計画税の条例減額制度及び税負担急増土地に係る減額制度の負担調整措置の仕組みを3年間延長するものです。

166ページをお開きください。

第2条は、平成26年柴田町条例第7号の一部を改正するものです。

平成27年改正条例第1条で新設された軽課の規定の前に、平成26年度税制改正で新設された経年車両の重課の規定を追加し、以後の項をずらすものです。

168、169ページは附則の改正で、平成27年4月1日施行の対象から、原動機付自転車及び2輪車の改正規定を除いたもの、169ページ第4条第1項は3輪車及び4輪車に係る改正規定の適用期日を、第2項では、原付及び2輪車への適用期日を規定したものです。

170ページからは、施行期日及び経過措置等を規定した附則の条文となります。

特に172ページ第5条は、町たばこ税の段階ごとに引き上げる事項及び手持ち品課税の規定を整備したものとなっております。

以上で、柴田町町税条例の一部改正についての詳細説明といたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

#### 日程第14 報告第11号 専決処分の報告について

##### （柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（加藤克明君） 日程第14、報告第11号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第11号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴うものです。改正の内容は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額、並びに軽減対象世帯の軽減判定所得の算定額を変更するものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） 報告第11号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

報告書183ページをお開きください。

専決処分書です。

専決年月日は平成27年3月31日です。

改正内容の主なものは、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充が行われるものです。

それでは、報告書185ページをお開きください。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

改正後の欄でご説明いたします。

第2条第2項の基礎課税額の限度を、「510,000円」から「520,000円」にするものです。

次に、第3項において、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を、「160,000円」から「170,000円」にするものです。

次に、第4項において、介護納付金課税額に係る限度額を、「140,000円」から「160,000円」にするものです。

第23条は、国民健康保険税の減額を定めております。保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合に、応益割の部分、均等割額、平等割額について軽減するもので、次の186ページ、第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずるべき金額を、「245,000円」から「260,000円」に、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずるべき金額を、「450,000円」から「470,000円」に引き上げるものです。

附則になります。

第1項は、施行期日の規定になります。この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

第2項は、適用区分の規定になります。

187ページ、第3項は、平成25年柴田町条例第26号の一部改正に漏れがありましたので、今回、ただし書きの事項を加えるものです。

以上、柴田町国民健康保険税条例の一部改正についての詳細説明といたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

日程第15 報告第12号 平成26年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第16 報告第13号 平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費  
繰越計算書について

日程第17 報告第14号 平成26年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計  
算書について

○議長（加藤克明君） 日程第15、報告第12号平成26年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書  
について、日程第16、報告第13号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計  
算書について及び日程第17、報告第14号平成26年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計  
算書について、以上3件を一括して報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第12号平成26年度柴田町一般会計繰  
越明許費繰越計算書について、報告第13号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許  
費繰越計算書について及び報告第14号平成26年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計  
算書についての報告理由を申し上げます。

平成26年度柴田町一般会計予算、平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計予算及び平成26  
年度柴田町介護保険特別会計予算のうち、平成27年度への繰越事業として既に議決いただい  
ている事業の繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規  
定により報告いたします。

詳細については、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、報告第12号平成26年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計  
算書につきまして説明いたします。

191ページをお開きください。

平成26年度柴田町一般会計において繰越明許費を設定し繰り越しをしました事業は、次の  
192ページまでの繰越明許費繰越計算書に記載してありますとおり、国の地方創生関連の補正  
予算に呼応した事業など、19件の事業になります。今回報告いたします繰越事業につきまして  
は、それぞれの予算補正の際に繰越明許費補正として説明をさせていただいておりますが、繰  
越事業量、繰越金額の確定により報告をさせていただくものです。

お配りしております関係資料について説明をいたします。A3判の報告第12号から報告第16  
号関係資料をごらんいただきたいと思っております。

一般会計繰越事業一覧の繰越明許費を、1枚目です、ごらんいただきたいと思っております。

表の見出しに、款、項、事業名、さらに委託・工事などの繰越事業の内容について記載しております。次に、金額、翌年度繰越額となります。この翌年度繰越額が繰り越しの事業量となりますが、財源内訳としまして、既収入特定財源は平成26年度中に収入された特定財源となります。未収入特定財源は、事業の進捗状況や完了に伴いまして交付措置されます国県支出金や地方債となります。さらに、その残額については一般財源というふうになります。

翌年度繰越額の合計額が3億7,290万7,570円となっておりますが、その主なものにつきましては、事業内容の欄に記載しておりますとおり、2款総務費では、国の地方創生関連の補正予算に呼応し、地域消費喚起・生活支援型事業として実施する乳児おむつ購入券助成事業などや、地方創生先行型事業として実施する空き店舗を活用した福祉拠点整備事業などの13事業、4款衛生費では、保健指導車購入事業、8款土木費では道路橋りょう費、防災・安全社会資本整備交付金事業の町道富沢16号線道路改良工事、住宅費、町営住宅建設事業の北船岡町営住宅3号棟新築工事などの10事業、11款災害復旧費では、町道入間田2号線法面災害復旧工事などの2事業、合わせて26事業となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、報告書193ページをお願いいたします。

それでは、報告第13号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての詳細説明を申し上げます。

195ページをお願いいたします。

繰越計算書になります。

2款1項下水道事業費の浸水対策下水道事業の翌年度繰越額10億2,388万9,913円の内容ですが、委託関係が3件ございます。設計監理費、ちょっとのってないのですが、設計監理費のって3件と、あと工事が1件、あと補償関係が1件、計5件の繰越明許となっております。

財源の内訳といたしましては、既収入特定財源、地方債448万8,000円、未収入特定財源といたしまして国の補助金2億2,162万4,000円、地方債を充てているのが2億1,690万円、その他といたしまして、大河原町よりの負担金が5億7,878万5,072円、一般会計からの繰入金209万2,841円となっております。

次に、下水道長寿命化事業の翌年度繰越額3,080万円の内容なんですが、長寿命化委託料、長寿命化工事それぞれ1件となっております。

財源の内訳ですが、未収入特定財源といたしまして国の補助金1,490万円、地方債1,490万

円、一般会計からの繰入金100万円となっております。

それぞれには、平成26年度の3月会議で議決をいただいた事業となっております、今回、計算書の添付となっております。

なお、これにつきましては、完了期日につきましては、現在のところ11月30日完了期日を予定しております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、説明をさせていただきます。

197ページをごらんください。

報告第14号平成26年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

199ページをごらんください。

今回報告いたします繰越事業は、3月会議において承認をいただいていた事業でありまして、介護保険制度改正システム改修委託料637万2,000円の繰り越しであります。

財源内訳は、国支出金と一般会計繰入金となります。既に委託料につきましては現在発注を行っているところであり、作業中であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては報告番号を示して行ってください。質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 1点だけお伺いします。

191ページです。消費喚起プレミアム商品券発行事業、これはもう済んだわけですがけれども、2日間にわたって実行されました。初日、私は、自分のところの孫が仙台で運動会があるというのでこっちのほうを見ていないんですけれども、電話をいただきました、八木山まで。それによりますと、商工会に並んだと。ところが、初日は私のところまで並んで、2日目はキタザワのところまで延々と暑いところを、本当に皆さん大変だったと。2日目は、それでも事務的にいろんなことを、整理券を配ったりなんかしたんですけれども、1日目は、それがなし。そういうことを全然していないので、最高4時間ぐらい並んだそうです。こんなぶざまなことをやってと思って私は聞いていましたけれども、1日目はそうです。2日目、槻木、船迫はなかったんです。2日目は船岡だけあったんです。だと思っんですけれども、いかがでしょうか。1回だけだから確認で行きます。

多分そうだと思うんですけども、1日目に槻木、船迫に行って買えなくて、船岡に来たらこれで終了ということで、2日目、槻木に行った人が、やはり槻木、船迫はなかったと。だけれども、船岡についてはやっているんじゃないのと、もうかんかんになって私のところに2日目も電話をよこしました。とにかく、余り事務的にいろいろやっていただく方が少なかったというのか、それでこんなに長くなったと思うんですけども、こういうあれは何か役場のほうではどんなふうな考え、多分大丈夫だと思ってやったのがこういう結果となったと思うんですけども、どんなふうにご考えておりますか。

要するに、倒れて救急車で運ばれないだけよかったと思っているんですけども、2日目はパトカーが出ていました。私のところの近くにとまっておりまして、2台。ひとつご検討いただきたい。そして、どんなふうにご考えているのかお伺いしたいと、そう思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） プレミアム商品券につきましては、5月30日、そして31日の2日間にわたりまして発売したわけなんですけれども、今、議員おっしゃるとおり、初日、30日につきましては、列がかなりできてしまったと、それで、慌てて整理券をつくりまして、なるべく整理券をもらった方は大丈夫、買えますからということで、その列をなるべくつくらないようにというような最終的には対策はとったんですけども、最終的には、買えなかった方からはやはりクレームが出ておりました。

それで、2日目なんですけれども、1日目にそのようなことがございましたので、朝からも整理券は配りまして、きょう買える方はこの方までですというようなことで並ぶ列をなるべく少なく対応したというような形になっております。

それで、今回の事業につきましては、いずれにしましても、町から商工会のほうには補助金を出しまして商工会のほうで事業を行うということで、町のほうもいろいろアドバイスなりなんなりはしたんですけども、商工会のほうで責任を持ってさせていただきたいというようなことで、職員のお手伝いとかなんかもどうですかというような相談もしたんですけども、何とか商工会で対応しますというようなことで、ましてお金の管理もあったものですから、商工会の職員でお金を管理するというようなことでもありましてちょっと列が延びてしまったのかと思っております。

また、この商品券につきましては3カ所で発売したわけなんですけれども、3カ所の中でそれぞれ販売する枚数を決めましてお渡しして、全部売れたらそれでおしまいというようなことで、たまたま槻木と船迫につきましては、その土曜日、初日だけで完売してしまったと。た

だ、船岡につきましては、10時から午後3時までの販売ということもありましたので、3時以降の方は申しわけないですけれども買えないということで整理券を配りまして、土曜日だけのほうは終了いたしました。そのために、残った分だけを翌日、日曜日に販売したという経過になります。

また、パトカーが来ていたということにつきましては、当然、列がかなりできたこともありまして、歩道と歩道の信号機ですか、そういったところにもやはり人が出てしまったということもありまして、やはり警察のほうに通報が入った関係でパトカーが出動したというような経緯でございます。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 私も今のプレミアム商品券について、1回だけなので要点を整理して質問させていただきます。

1点目は、この事業、町が商工会に委託してということなんですが、先ほど町政報告の中に入っていなかったというふうに疑問を持つ議員もいたんです。てっきり町政報告の中でもこの点について、商工会に委託してこういうふうに5月30、31日に実施されてどういうことだったという報告がなかったことを不審に思う議員もいましたので、その点どうだったかが1点目です。

2点目、私も30日、初日です、一消費者として9時40分に仙南信用金庫のところで並びました。周辺にいたのは、奥さん方とかおばあちゃんという言い方はちょっと申しわけないですが、2時間以上かかって行って商工会の窓口のところまで行くようになったときに初めて整理券を渡されたんですけれども、当日、その奥さん方がどういうことを言ったかを述べたいと思います。なぜかという、この不満とか苦情というのを誰に言ったらいんだというふうに言われました。そこで、まさか私が町議会議員だから後で議会で言うとかというのはちょっと言えなかったのです。どういうことかという、最初は1人で処理していたという話が伝わったんです。そして、商工会の役員は脇に立っているだけというふうなうわさみたいに伝わっていったんです。そこで、その奥さん方が言うのは、こんなやり方をやっているのなら商工会なんて要らないというような言い方をしたんです。これが、1つ。

それから、町が商工会に委託したというのは知っている人は知っていましたから、どういう頼み方をしたんだというふうに、もうみんな言っていました。申しわけないけれども、今回の件で、商工会と町の信用というのは落ちたと思っていいんじゃないですか、こういう。

それから、先ほどパトカーと出ましたが、皆さん言っていました。暑くて、もう熱中症の人

が出て救急車を呼んだら、誰が責任をとるんだというような話が出ました。実際、おばあちゃんの中には、私はもう血圧が上がりましたと言って日陰に座っている方もいたんです。あと私が心配したのは、赤ちゃんを抱えていた若いお母さんがいました。正直言って、頑張ってそこまで3割の商品券を買わないで家に帰ったほうがいいんじゃないかと私は最初思いましたけれども、周りの人も気にして、私たちが順番をとってあげてから、あそこの日陰にいなさいというようなことがありました。

一番は、こういう2時間も3時間も暑い中に立っていて、みんな不満たらたらなところを誰に言ったらいいかということだったんです。直接には商工会かもわかりません。先ほど、担当課長は商工会が責任を持ってやると言いましたけれども、やはり委託するときに町でそれなりの想定というのを考えるべきだったんじゃないですか。そして、もっと指摘するべきでないかと思うんですけれども、そういう意味で、町として、先ほども我妻議員からもいろいろありましたけれども、もう一度こういう当日並んだ人たちへの対応などを町としてどう思うか。

あと、最後に言いたいのは、前に2割増しのときは意外と楽に買えたとみんな言っていたんです。今度3割増しになったらこういうふうに並んだということなんですが、最後に言われたのはこういうことです。今後こういうことがあったって、絶対並んで買ったりしませんということでした。

そして、商品券にアンケートがついています。私も見ました。あれは、どういうお店で買いましたとかそういうアンケートであって、販売方法のことは何も書いてないです。商工会からすると、町からこの商品券をどういうお店で買ってどういう効果があったという調べるというためのアンケートなんでしょうけれども、私は、正直言って、販売方法という項目もあってもいいのかと思います。そうでないと、また国が経済対策とか地方創生と言って同じようなことで予算をつけてきて、柴田町が商品券を出そうとしても、さっき言ったように、もうこんなことをやっているんだっただらば、絶対並びません、買いませんという並んだ方が言いましたので。くどくどになりましたけれども、以上の点、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 何点かありましたので回答させていただきます。

まず、町政報告になぜ報告しなかったかということなんですけれども、これにつきましては、今、舟山議員が話したとおり、今回、事業が、アンケートの回収というようなことがまだ終わっておりません。それで、全てこの事業が終了してから報告というような形でさせていただきたいと思っております。

あと、2点目の処理の対応が遅かったというようなことなんですけれども、これは、2名1組で商工会の職員が、あくまで現金を扱うもので間違いがあってはいけないということで、お金を預かる人、そしてもう1人はきちっとお金を確認して、そして券を渡す。番号をつけて、何番の方に何番がいったというようなことが後でわかるようにきちっと照合をしたというようなことで、ちょっと時間がかかってしまったというようなことになります。それで、その時間がどうしてもかかってしまって列が長くできてしまったということにつきましては、大変本当にご迷惑をかけたと思っております。ただ、最終的に、そのときに、商工会の役員初め職員で急遽整理券を配りましょうと、少しでもきょう買える方はここまでですというような対応を急遽するような形になっております。

今回買えなかったという方につきましては、今回の事業につきましては、あくまで消費喚起というような部分から事業を行っておりますので、買えなかった方に対しましては本当に大変申しわけなかったんですけれども、経済対策の一環でこの事業が行われているということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長、補足説明がございました。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、補足説明します。

アンケート調査の内容についてです。

実は今回の経済対策の中で、消費喚起ということの1点の中で、国からその結果をこのような形でアンケートをやって国に報告しなさいというそういうような手順書が全て来ておりました。様式も全て指定されております。そういうような中において、国に検証として町として報告する項目を、今回アンケート調査というような形で町民の皆さんの手を煩わせてしまうと、そういうようなところで、全てにおいて国主導の中でのデザインでアンケート調査を商工会にお願いをしたというような経過です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

今回購入したい人が殺到するというのには目に見えていましたよね。それなのに、最初から整理券を用意しないというのはどういうことなんでしょうか。やっぱりそこが商工会と町との話し合いが十分になされていなかったから、結局は住民の方にご迷惑をかけたんじゃないでしょうか。その辺はどのように反省なさっているんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） その辺ですが、前回、平成21年、22年、23年と2割増しの商品

券を発売していたということで、逆になかなか売れ残ったというような経過がありまして、今回3割にして、その分割り増し率が上がったことで完売はできるというふうに見込んだんですけども、その辺、行列がかなりできるまでの混むといいますか、そういうような殺到するというのはちょっと想定しておりませんでした。その辺、ですから、反省点といたしまして、そういった場合の想定もした上での対応というものも考えるべきだったということで反省しております。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

これに関連いたしましてちょっとお聞きしたいことがあるんですが、周辺のところで2割という形で聞いていた中で、柴田町は3割というふうな形を決めていったと。この決めたのは、どういういきさつで決めて、誰がどういう理由で決めたのか、そのこと1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） これにつきましては、当然今回補助金という形で商工会のほうに商品券の販売をお願いするような形になりますので、それで、町と商工会のほうとその辺打ち合わせを行いまして、前回2割のときには本当に売れ残ってしまって苦労したというようなこともありまして、あと近隣市町も商品券、全部出すものですから、情報を得ましたところ大半が3割増し商品券ということで発売しましょうと。仙南ですと白石市が2割だったと思うんですけども、ほかは全て3割というようなことになりましたので、3割の割り増し商品券でいきましょうということで決定しております。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 以上で、報告第12号平成26年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第13号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第14号平成26年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終結いたします。

---

日程第18 報告第15号 平成26年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第19 報告第16号 平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し

## 繰越計算書について

- 議長（加藤克明君） 日程第18、報告第15号平成26年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について及び日程第19、報告第16号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、以上2件を一括して報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第15号平成26年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について及び報告第16号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

平成26年度柴田町一般会計予算及び平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計予算のうち、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかった事業費を事故繰越ししたので、その繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- 議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。
- 財政課長（宮城利郎君） それでは、報告第15号平成26年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして説明いたします。

203ページ、お願いいたします。

平成26年度柴田町一般会計におきまして事故繰越しをしました事業は、事故繰越し繰越計算書に記載しております林道事業から教育総務課一般管理費まで4件の事業になります。今回報告いたします繰越事業につきましては、計算書の説明欄にありますように、用地取得交渉に不測の日数を要したことや埋設物の移設に時間を要したことなど、避けがたい事故のために年度内に終わらない状況となることから、翌年度にその経費を繰り越したものです。

先ほどと同様に、別添のA3判の資料で説明させていただきたいと思います。報告第12号から第16号関係資料の2枚目の一般会計繰越事業一覧の事故繰越しをごらんください。一番上の表になります。

表の見出しに款、項、事業名、さらに工事・委託などの繰越事業の内容、それから完了日又は完了予定日と続きまして、支出負担行為額、これはそれぞれの事業の契約金額等になります。次に翌年度繰越額となります。これが繰り越しの事業量というふうになります。合計で6,806万6,600円となっておりますが、その主なものにつきましては、事業内容の欄に記載しておりますとおり、6款農林水産業費の山岸地区の小規模山地災害対策事業、8款土木費では道路橋りょう費、雨水対策事業の槻木地区雨水対策工事、船岡地区雨水対策その2工事などの5事業、

10款教育費の船迫小学校屋内運動場天井改修工事実施設計業務委託料などの3事業、合わせて9事業となっております。

現在までの進捗状況につきましては、完了日及び完了予定日に記載しておりますとおり、小規模山地災害対策事業など完了しております工事・委託につきましては6件、槻木地区雨水対策工事などの残り3件の工事につきましては、6月中の完了を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、報告書205ページをお願いいたします。

報告第16号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についての詳細説明を申し上げます。

繰越理由につきましては、公共下水道事業につきまして工事の施工に伴う地下埋設物等の処理に日数を要してしまったこと、また、下水道施設災害復旧事業につきましては、地下埋設物等の位置確定によりまして推進工法関係に変更が生じ、日進量低下で繰り越しとなったものでございます。

207ページをお願いいたします。

繰越計算書になります。

2款1項下水道事業費の公共下水道事業の翌年度繰越額は6,048万1,760円となります。財源の内訳につきましては、既収入特定財源としまして地方債3,024万円、未収入特定財源としまして国の補助金3,024万円、一般会計からの繰入金1,760円となります。

また、4款1項下水道施設災害復旧事業、これにつきましては、工事1件とそれに伴います監理委託1件の繰り越しです。翌年度繰越額は5,951万4,000円となります。財源の内訳ですが、既収入特定財源としまして地方債7億9,200万円。申しわけございませんでした。79万2,000円、ご訂正いただきます。未収入特定財源としまして地方債1,110万円、一般会計からの繰入金4,762万2,000円となります。なお、この工事につきましては、5月下旬に完了している現場となっております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては、報告番号を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号平成26年度柴田町一般会計事故繰越し繰越し計算書について及び報告第16号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越し計算書についてを終結いたします。

---

日程第20 報告第17号 平成26年度柴田町水道事業会計予算の繰越しについて

○議長（加藤克明君） 日程第20、報告第17号平成26年度柴田町水道事業会計予算の繰越しについての報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第17号平成26年度柴田町水道事業会計予算の繰越しについての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。施工方法の変更に伴い、営業費用の固定資産除却費を繰り越したものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 報告書209ページをお願いいたします。

それでは、報告第17号平成26年度柴田町水道事業会計予算の翌年度繰越しについての詳細説明を申し上げます。

繰越理由につきましては、施工方法の変更に伴う使用資材製造の大幅な遅延が生じたことから翌年度に繰り越しとなってものでございます。

211ページをお願いいたします。

繰越計算書になります。

1款1項営業費用、川端取水場施設撤去工事の繰り越しでございます。繰越額につきましては、705万4,560円となっております。財源の内訳につきましては、損益勘定留保資金より1,180万6,560円を充てるものです。なお、不用額は39万3,440円となります。なお、5月下旬にこの現場につきましては、工事は完了しております。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第17号平成26年度柴田町水道事業会計予算の繰越しについてを終結いたします。

---

日程第21 報告第18号 柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

○議長（加藤克明君） 日程第21、報告第18号柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成についての報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第18号柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成についての報告理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等の発生時において、町民の生命及び健康を保護し、町民生活や経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しましたので、同条第6項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、報告第18号柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について補足説明をいたします。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護することなどを目的として、郡医師会など関係機関との調整、県からの指導・助言を受けまして柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しましたので、議会に報告するものでございます。

別添えの計画書のほうは約50ページにわたりますので、概要版で説明をさせていただきます。A4、1枚ものの概要版のほうをお願いいたします。

別紙報告第18号関係資料です。

これまで、議員全員協議会におきましても説明をさせていただいており、重複する部分がございますが、よろしくをお願いいたします。

柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要についてですが、新型インフルエンザにつ

いては、毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、およそ10年から40年の周期で発生しており、ほとんどの人がウイルスに対する免疫・抵抗力のほうを持っておりません。このため、一度発生しますと感染は急速に拡大し、世界的な大流行、パンデミックとなるおそれがあります。

平成21年にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザA型のH1N1でしたが、強毒性ではなかったものの、日本では、発生から1年で約2,000万人が罹患したと推計されています。病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されており、国全体の危機管理として対応する必要があることから、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されました。この特措法に基づき、国、県、市町村は行動計画を策定し、実施体制等を整備することが義務づけられました。

対策の目的、表の左上のほうになるんですが、大きく2つあります。感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることとしております。

対策実施上の留意点です。記載のとおりですが、基本的人権の尊重から4番目の記録の作成・保存まで、大きく4点となっております。

その下に行きます。

行動計画の概要については、法的根拠となる特措法に基づく計画ですが、都道府県行動計画は国の政府行動計画に、市町村行動計画は都道府県行動計画に基づき作成をすることで、全国的な新型インフルエンザ等対策の整合性を図り、国全体として万全の態勢を整備し対策の強化を図るというものです。

対象とする感染症は、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症となります。内容は、新型インフルエンザ等感染症は、感染症法で新型インフルエンザ、新たなインフルエンザというものと、再興型インフルエンザ、かつて流行したインフルエンザと定義されております。新感染症は、未知の感染症ということであり、全国的かつ急速な蔓延のあるものとされています。

次に、計画の概要についてですが、これは特措法により行動計画に定める事項が規定されております。

「はじめに」の中では、特措法の制定背景と行動計画の作成について記載しております。総論には、対策の目的、国・県の基本方針を参考にした基本的な考え方、留意点等を記載しています。各論には、それぞれ6つの発生段階、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生

早期、県内感染期、小康期における対策にして記載しております。

右側の対策の効果、概念図をごらんください。

政府行動計画から抜粋したものです。新型インフルエンザ等へ対策なしは赤の実線になりますが、対策なしと青の点線の対策ありのピークのほうを比較しますと、対策なしのほうは急激に患者がふえまして医療の提供も追いつかない状況となります。対策を講じることにより、対策なしの場合よりも緩やかに患者がふえ、ピーク時の患者数を少なくし、医療提供のキャパシティ超えも少なくなり、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目指しております。

図の下の参考のほうをごらんください。

柴田町の流行規模及び被害想定については、発生時の被害想定、罹患者数、入院患者数等を記載しております。

新型インフルエンザは、政府の行動計画では、全人口の約25%が罹患し、流行が約8週間続くと想定されています。国の数値をもとに推計しました町における被害想定、こちらは平成22年の国勢調査の人口3万9,341人で推計しております。罹患者数が約9,830人で、医療機関の受診患者数が約3,990人から7,670人、入院患者数が約160人から610人、死亡者数ですが、約50人から190人となっております。

ただし、実際に発生した場合には、インフルエンザの強毒性、弱毒性等、ウイルスの性質等によりこれらの想定を超える事態や下回る事態もあり得ます。

次に、裏面のほうをごらんください。

先ほど行動計画の構成で説明しました各論の部分の6つの発生段階ごとに、推定される状況に応じた対策の概要をそれぞれ書いてあります。実施体制、情報収集・情報提供、予防・まん延防止、予防接種、医療、町民の生活及び地域経済の安定に関する措置の主要6項目に分類しまとめてあります。なお、行動計画の内容につきましては、今後ホームページ等によりまして町民に公表をまいります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより議会運営基準により質疑を許します。**

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 以上で、報告第18号柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成についてを終結いたします。

---

## 日程第22 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第22、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望いたしておきます。

それでは、6番平間奈緒美さん、質問席において質問してください。

〔6番 平間奈緒美君 登壇〕

○6番（平間奈緒美君） 6番平間奈緒美、大綱2問質問いたします。

### 1、スポーツイベントを通してまちおこしに。

第9回柴田さくらマラソン大会が4月18日、白石川河川敷を会場に行われました。大会当日は、選手約2,500人を超え、それに伴い応援者を含めた多くの方に、この柴田町にお越しいただきました。

今大会には、北海道から徳島県まで全国からの参加者があり、観光振興の面でも町に貢献しています。大会アンケートでは、「初めて柴田町を訪れた」という方が約82%で、参加者からは、「大会が終わったら船岡城址公園に行く」「新しくできたしばた千桜橋へはどう行くのか」などの質問等がありました。マラソン大会を実施し、桜だけでなくスポーツを通して柴田町の魅力を十分アピールできたのではないのでしょうか。

当日は、町内から各種団体、各行政区や多くの個人ボランティアの方々に協力をいただき、大会を成功させることができました。地域おこしとしても大きな効果を生んでいます。桜まつりと同時期の開催とはなりますが、桜まつりは船岡地区、マラソンは槻木地区と町内を分け、大きなイベントに成長できると思います。

町内の交通渋滞など多くの問題もありますが、今後どう継続していくかが課題となります。

町の資源や特性を生かし、さらにビジネスまでつなげるようなイベントとなるマラソン大会ですが、グレードアップするためのさらなる投資が必要ではないのでしょうか。町としてこの大会をこれからどう大きく育てていくのか質問いたします。

1) 初めて路上で行われたハーフマラソンでしたが、今後継続をしていく上で、さらなる道路整備が必要です。生活道路の改修にもつながると思いますが、整備計画について伺います。

2) 大会会場となった河川敷への新たなランニングコースの設置に向け整備してはどのようにか。

3) マラソン大会の開催で大きな経済効果が見込まれることから、途切れることなく継続していくことが必要です。これからも町の支援、助言を受けながら、町と実行委員会が協力体制をとることが不可欠です。町の支援体制について伺います。

## 2 問目、図書館のサービス充実を。

図書館のさらなる活用については、一般質問でも多く取り上げられています。5月24日に行われました図書館誕生祭は、大盛況だったと聞いております。これは、前日から図書館サポート委員会の皆様のご協力によるところも非常に大きいと思います。

蔵書検索やマイページなど、さまざまなサービスが提供されています。しかし、蔵書もふえてきていることから、閉架書庫が不足している状況です。平成25年12月に行った一般質問で、プレハブ的なものを考えなくてはならないと答弁がありましたが、新たに建てるのではなく、既存のスペースを有効活用すべきです。

そこで提案いたします。先進地の例で、市町村合併した自治体では、中央館と分館という形をとっています。地域的な隔たりをなくすためにも、槻木地区には分館という形をとり、図書館から司書を派遣し、現在、船岡地区にある図書館機能を槻木生涯学習センターにも設け、そこで同じサービスが受けられるようにしてはどうでしょうか。町の考えを伺います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1 問目、町長。2 問目、教育長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） スポーツイベントに関して3点ございました。

3年ぶりに開催された柴田さくらマラソンに、町内外からのランナー約3,000人が満開の桜を眺めながら快走でき、すばらしいマラソン大会になりました。これもひとえに実行委員会の皆様の熱意と情熱のたまものと改めて感謝申し上げます。現在、実行委員会の皆様には充実感と達成感を感じているところではないでしょうか。改めて、柴田町民の市民力を頼もしく思ったところでございます。

さて、1点目の今後の継続に関しての道路整備であります。実行委員会で行ったコース検証を踏まえ、かつ警察や柴田町陸上競技協会等の指導を受けながら、安全が確保されるコースとしての見直しを再検討されると思われまますので、コース上の危険箇所等、道路の整備等が必要な場所があれば、予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

2点目、河川敷内のランニングコースでございますが、本町には、槻木地区、船迫地区、船岡地区に5つのウォーキングコースを設置しており、距離表示もされておりますので、ランニングコースとしてもご利用いただけたらと思います。

当面の間は、ウォーキングコースをご利用いただきたいと思います。今後に向けては、河川敷内のランニングコースの整備についても、関係機関と協議し検討してまいります。

3点目、町の支援体制でございます。

さくらマラソンは、まちづくりの新たな担い手になっていただくために取り組む協働事業として全面的に支援をさせていただきました。今回、実施までに起こったさまざまな困難を乗り越え無事大会が終了したことは、実行委員会の皆さんには大きな自信になったのではないかと思います。

議員ご指摘のとおり、マラソンの実施は、継続的に実施することで町に大きな効果をもたらすものと考えます。しかし、4月は町の一大行事である桜まつりが開催されますので、主催者にはなれないことをご理解いただきたいと思います。まずは、実行委員会が継続して大会を実施する意志を固めてもらうことが先決だと考えております。実行委員会がマラソンを継続して実施することが関係機関との間で合意された暁には、町としては従前以上に側面支援をしてまいります。

改めて、今後の支援のあり方については、今回のマラソンの検証を整理した上で実行委員会と話し合いを持ちたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 図書館のサービスの充実についてお答えします。

現在、町図書館の蔵書冊数は約4万3,000冊であり、閉架書庫のスペースは、ここ数年で蔵書限度を超えると見込まれます。

槻木生涯学習センターの図書室を町図書館の分館にする場合、平成26年度3月会議の一般質問でお答えしておりますが、主に4つの改善が必要となります。1点目は、図書館管理システム用コンピューターの導入です。2点目は、システム操作や窓口対応を行う司書職員の配置です。3点目は、システムのネットワーク化です。そして4点目は、図書の配送方法です。これらを改善するには、概算で約500万円の経費が必要と見込まれます。

槻木生涯学習センターの図書室の利用実績を見てみますと、現在のところ比較的利用が少ない状況ですが、これは図書館までの距離的要素が大きく影響していると思われます。槻木生涯学習センターの図書室の活用の充実を図るために、町図書館と同様のサービスを受けられるようにすることは有効であると思われますので、次年度に向け、分館設置について検討してまいりたいと思っております。

なお、ご指摘いただきましたとおり、閉架書庫のスペース不足は、槻木生涯学習センターの図書室を分館化することで一時的に解消されますが、根本的な解決とはならないと考えています。分館化された図書室を閉架書庫がわりに利用することは、本来の分館とはなりませんし、今後蔵書がふえていけば、いずれ閉架書庫のスペースが不足します。閉架書庫の確保策についても、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） まず、町としての町長答弁の中で前向きな回答をいただき、本当にありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

第9回大会では、先ほども申したとおり、各町、行政区、既存団体など、大きなボランティア協力があって成功できた大会だと思っております。

特に今回は、今まで10キロだったのをハーフにし、さらに槻木方面を路上を走るというとても大変なコースを、路上を走るということで、警察、行政区内、なかなか交渉も大変で、やることに本当に意義があった大会だったと思っております。

さらに、特に参加者、選手、全参加していただいた方には、柴田町の桜、そして里山の風景を満喫していただいて、非常に満足したと。特に長雨のせいもあって桜の時期が長くずれ込んだということもあって、大会当日、ちょうど土手を走るときの時間帯に、ちょうど桜が舞って非常に景色がよかったということもアンケートなどでいただいております。そういった意味では、実行委員の1人として、本当に皆様のご協力があったできた大会だと思っております。御礼を申し上げます。

6回までは町でやっておりましたが、8回、今回の9回目と町民が住民有志で実行委員会を立ち上げ行ってきたわけですけれども、今回町の支援といたしましては、まちづくり政策課が主な窓口となってこの大会に対しての支援・助言、そして関係諸団体、警察など、いろいろな

相談等を受けていただいたんですけれども、これから来年度開催に向けて、まちづくり政策課もそうなんですけれども、例えばスポーツ振興課にもなりましたので、競技の充実を図る意味でもスポーツ振興課に協力を得たいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） お答えいたします。

今回、4月1日でスポーツ振興課となりました。私どもは、競技の運営で今回サポートに入らせていただきました。体育協会、それから陸上競技協会と打ち合わせをしたところでございます。来年度に向けまして開催に当たりましては、これらの団体と協力して実行委員会と協議しながら、今回データが大分蓄積されたと思います。コースのよかったところ、それから、ちょっとコースを変更しなきゃいけないところ、それから河川敷内の会場のセッティングだとか、いろいろデータが出たと思いますので、その辺を拾いながら打ち合わせをしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 今、実行委員会のほうでも、各団体、この前は警察、そして6月2日には体育協会、陸上競技協会との反省会、そして、きのうなんですけれども、一般の方に集まっていたいて皆さんからのご意見も賜って、今後改善策がいっぱいあるんですけれども、それに向けて検証し、先ほど課長がおっしゃいましたコースの変更等も考えていかななくてはいけないと思います。

そのときに、やはり競技としてスポーツ振興課の役割って非常に大きいと思うんです。どうしてもスポーツに携わる専門の課になりますので、そういったところで協力をお願いしたいと思っておりますが、助言等をぜひお願いしたいと思っております。

それで、スポーツ振興課が担当課になるということなんですけれども、やはり今回、大会を通じて、町の例えば商工観光課、上下水道課、福祉課、生涯学習課とさまざまな担当の課にいろいろなお願いをし、本当に一つの大会をつくり上げる上で非常に大変だったと思うんですけれども、まず横の連携をきちんととってお願いしたいというのをお願いします。今度は窓口がスポーツ振興課になるので、そういった連携等もあると思うんですけれども、どんなお考えか伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。ちょっと複雑な気もするんですけれども。スポーツ振興課長、どうぞ。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） スポーツ振興課としましては、今回同様に競技面での窓口

はしっかり持ちたいと思います。そのために、私どもの課は、いろんな組織を動かすという  
か、関係団体です、体育協会、それから陸上競技協会を動かす窓口ですので、その辺は今回同  
様、来年に向けても大きな窓口はつくっておきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 済みません。簡潔にいきます。

ということは、スポーツ振興課が100%の窓口で、何かあればスポーツ振興課に今度は、で  
よろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） お答えいたします。

私どもででき得ることと、それから、そうでない部分。いわゆる別な組織があるものについ  
ては、そこそこの横の連携はとってはいきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ということは、これから進めていく上で窓口というのはどちらになる  
のでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

先ほどスポーツ振興課長が答弁しましたように、まず技術的な面、そういうスポーツ観点か  
らのアドバイスは、もうスポーツ振興課のほうにまず委ねていきたいというふうに考えており  
ます。その中でも、やはり対外的なもの、町長のやはり名前を使う団体、こういうようなもの  
については、総合的には町長の部局でありますまちづくり政策課等が、やっぱり一緒になって  
その辺は支援していきたいと。ですから、側面的には主体的には、競技主体でやる場合はスポ  
ーツ振興課、その補足するような意味で今度はまちづくり政策課が支援をしていくと、こうい  
うような形に考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ありがとうございます。

私としても、運営面的にはやはりまちづくり政策課、警察の段取りとかそういうのはそこ  
で、競技に関しては、やはり専門部局であるスポーツ振興課がいいのかと思っておりました。  
わかりました。そのように確認をとらせていただきました。

それでは、コースの整備等につきましてですが、反省会の中でも出ているんですけども、  
今回、河川敷の中のコースがなかなかとれなくて、二転三転したということでした。5キロの

スタートが、本来であれば河川敷からスタートする予定だったのが、コース内がとれないということで路上スタートで、東禅寺のほうまで走って戻ってくるというコースだったんですけども、できれば河川敷の中を整備をすれば、5キロは河川敷の中で事が足りるというか、非常に安全なコースになると思うんですけども、それについて再確認の意味でもう一度お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 今回、5キロのコースが路上でした。折り返しコースでなかなかきついとは思っておりました。河川敷の整備なんですけれども、都市建設課とちょっと打ち合わせをしまして、多分ここの管轄は県大河原土木事務所の河川防災班だと思うんですけども、こちらと協議しまして、整備が可能かどうかをちょっと協議させていただきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） わかりました。ぜひ安全面から考えると、5キロはできるだけ河川敷の中でスタート、ゴールをしたいと思っておりましたので、ぜひお願いいたします。

開催時期の問題なんですけれども、警察のほうからも、4月の開催には非常に不安を感じるという話し合いの中の一つでした。例えば4月開催の大会というのが、ランナーズという走るところの専門の会社なんですけれども、その発表で、4月の大会、162大会あります。今回、柴田さくらマラソンと同日開催、4月18日土曜日開催が12大会、次の日、19日の日曜日です。これは、気仙沼市つばきマラソンも入っておりますが39大会で、これに掲載されていない大会を含めると、非常に4月の段階でも、多く全国各地で開催されています。その中で柴田さくらマラソンを選んでいただいたということは、非常にこの柴田町にとっても大きな宝だと思うんですけども、町のほうからちょっと伺いたいのは、やはり先ほど町長答弁でもありました。桜の時期には多くの観光客の方がお見えになる。その中でさらに約3,000人のランナーの方がお見えになると、なかなか道路渋滞とかあって非常に難しいのではという意見もあると思うんですけども、現在のところの町の考えを伺いたいと思えます。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 町長答弁のような形で、まずいろんな団体、そしていろんな実行委員会の中の課題もあるかと思えます。とにかく我々は2年間、実行委員会とともに実施できる方向で汗をかいてきました。その中で、特にお願いしたかったのは、実行委員会としてキーマンになる方、コーディネートをやる方、統合して全てをプロデュースする方、この

方がいないとどうしても大会運営はできないだろうと、そういうようなところにお金をかけてくださいというふうに行行委員会にはお願いをしてきました。その中において、やはり実行委員会自体も、いつやりたいというような意見も分かれている状況でも中にありました。

ですから、やはりその辺はもう少し、この時期というようなところは、実際、町の希望もあります。そういうようなものも踏まえた中で、やっぱりどこで実施できるかというようなことをもう一度検討させていただければと思います。できれば、やはり町としては来年グランドオープンです。そのためにも、やはり4月の開花時期は、できるだけ町のイベントを優先的に考えております。できれば4月の下旬あたりが開催時期として町として希望したいというふうには、まちづくり政策課としては今考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 実行委員会の中でも意見が分かれているところではあります。ただ、今回アンケートをとっている中でも、やはりこの柴田の桜の美しさというのが非常に大きな高評価をいただいております。桜も生きておりますので、例えば時期がずれる可能性もありますし何とも言えないんですけれども、実行委員会のほうにはそれを伝えたいと思います。

健康増進に向けてのマラソン大会は、本当に先ほど申したとおり全国で数多くあります。同日開催日でそれこそ39大会あるというところの現状からも、この大会が選ばれる大会になるためには、町と実行委員会、そして各諸団体等が協力しながらこの大会を盛り上げていっていきたいと思います。町長答弁では本当に前向きな回答をいただいておりますので、柴田さくらマラソン、1問目のものに関しては終わりにいたします。

それでは、大綱2問目に移ります。図書館関係です。

先週の土曜日、図書館サポート委員会の総会があり、常日ごろ図書館の環境整備やさまざまな活動を通してボランティア活動に従事している方たちには、本当に頭が下がる思いです。その中で、今後の図書館を考えていく上で、新しい図書館を考えることもまず必要なんですけれども、今ある図書館、そして公民館図書室をどう考えていくかということのも必要だと私は思っております。

先ほど教育長の答弁の中でも、3月会議でも平間幸弘議員が図書館の質問をして、4つの提示がされているということでした。いずれ分館という形をとらないと、槻木地区でも同じようなサービスが受けられないのかと思っております。分館を進めていくということなんですけれども、これに関しては、司書とか窓口とか500万円の経費がかかりますということなんですけれども、実際の中の改装とかそういった面での大体改装費というのは幾らぐらいかかるか、伺

います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 3月の議会でも答弁しておりましたが、設備費関係につきましては220万円、それから人件費、これは司書を予定しておりますけれども280万円ということで、500万円。司書につきましては、2名を予定した数字でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） わかりました。お金がかかるというのは、何をするにもかかることなんですけれども、槻木生涯学習センターの今の状況、誰もいない、電気がついていないせいもあるんでしょうけれども、どうしても暗いというイメージがあったので、改装する中において窓口にカウンター席ができると思うんですけれども、そこに1人つくことによって明るくなるのかと期待しております。

それでは、槻木生涯学習センター以外の公民館図書室の利用について伺います。実際のところ、各公民館の利用状況というのはどういう感じなのでしょうか、伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 船岡生涯学習センターが昨年、平成26年度の実績ですけれども貸出冊数が321冊、それから船迫生涯学習センターが1,242冊、船岡公民館が104冊、西住公民館が611冊、船迫公民館が350冊、農村環境改善センターが16冊、以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 今、課長に貸出冊数を教えていただいたんですけれども、これについてどうでしょう。非常に少ないと私は見るんです。例えば槻木生涯学習センターだと2,446冊だと思うんです。柴田町の図書館は11万7,418冊です。その中でのほかの学習センター、公民館等、非常に冊数が少ないですが、公民館の図書室というのは必ずあるべきものだと思うんですけれども、その考え方について伺います。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 公民館の図書室の備品購入関係の費用を見ますと、槻木生涯学習センターでも年間12万円です。結局は、その蔵書の魅力の問題なのかということで思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 例えば船岡公民館、先ほど104冊とありました。月平均貸出冊数が9冊で、1日平均が、割ると0.38冊、1日1冊借りられるか借りられないかという状態です。あ

とは、船迫公民館、西住公民館、農村環境改善センターにいたっては年間16冊ということで、例えばこの公民館にある図書室をなくすという考えではだめでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 図書館が新しくできたときに一つはチャンスがあったのかということでは思っていますけれども、やはり今まで利用されていた住民からしますと、遠くなる方もおりますし、利便性がそんなによくないというようなこともありますので残ったのではないかというふうに考えております。

今後の方策としてそういったことも考えられるとは思いますが、当面は現状のとおり進めていきたいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 利用者から見れば、近いところに図書室があるというのは非常に利便性から考えると、なくすということは究極論だと思うんですけども、でも、結局この数字だけを追ってしまうと、どうしても利用者が少ない。だったら、なくしてもいいんじゃないかという話も出てきてしまうんです。それをなくさないためにも、例えば船岡公民館であれば、学校も近くにあるということも踏まえて、今ある冊数をきちんと整理をして、例えば子供たち向けの本を、もちろんないわけではないですが、それを重点的に配置をして放課後等利用できるような環境づくりというのをつくってもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） その図書室図書室、その館によって特色を持った図書を準備するというのが一つの方策かということで思っています。一応蔵書の内訳ですけれども、児童書につきましてはかなり多くなっております、各図書室ともです。船岡生涯学習センターにつきましては、一般図書が940冊に比べて児童書が1,658冊ということで、かなり児童書を手厚く整備しているというようなことになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひそういった意味での図書室の特色をさらにもっとPRすれば、この図書室、さらに貸出冊数なんかもふえるのかと思います。各施設でも、図書館だよりなりいろいろな方法で住民の皆さんにPRはしているんですけども、どうしてもなかなか利用者がふえないというのは何かあるのかということも踏まえて、せっかく図書館ができたこともあり、さらに今度は槻木のほうでも図書館分館ということもあります。いま一度公民館の図書室の環境整備についてもお願いをしたいと思います。

さらに公民館図書については、実際に借りるときというのは、ノートに本と名前を書いて、あと2週間で返すということなんですけれども、例えば戻ってこない本というのは年間どのくらいあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） かなりです。具体的な数字はないんですけれども、そこに職員がいないということなので少し多目になっているという話は聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 町の図書館でも年間何十冊、そんなに多くはないということは伺っていましたが、できるだけそういったせつかく町で買った本がなくならないようなセキュリティーも考えていただきたいと思います。

ちなみに図書館の本の管理、本を選定する方というのは、公民館の方が選んでいるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） はい、各館で図書を選定しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） できるだけ魅力のある図書室をつくっていただくなり、図書室だけではない整備というのですか、例えば、先ほど申したとおり、船岡公民館では子供たちが集まれるような場所の施設にもなるのかと思いますので、そこら辺もひとつ考えていただきたいと思います。

あと、槻木生涯学習センターの図書室が充実化を図られるということであれば、この年間貸出冊数、利用者も多分倍増してくるのかと思います、槻木で同じサービスを受けられるということは、ということは、今、駐車場の舗装の問題等もあるんですけれども、そこら辺の整備もしていかないといけないのかと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。平成25年2月に監査から指摘はされているんですけれども、現状、今のところ何もされていないし、きょう配付された監査報告の意見書の中にも舗装整備について指摘はされておりましたが、その整備についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 駐車場の舗装につきましては、町のいろんな総合的な予算を配分する時点で、やはり優先度がそんなに高くないというようなことで延び延びとなっているのも事実でございます。今後、舗装に向けまして努力していきたいというふうに考えておりま

す。

あと、槻木生涯学習センターの図書室を図書館と同じサービスということなんですが、全く同じとは今のところ考えておりません。開館時間等、施設の開館と図書室の開館につきましては、いろいろ調整するところが出てくるのかということで考えておりまして、その辺につきましては、今後検討ということになります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 槻木に同じようなサービスを受けられるということで、槻木地区の方にもそういったサービスが充実してくるのかと思います。どこにいても同じようなサービスを受けられるというのは、町民にとっても必要ですし、さらに槻木地区の今はまだ図書カードをつくっていない方ももしかしたらどんどんいっぱいふえるかもしれないですので、ぜひ新しい図書館ができるまでと言ってはなんなんですけども、今ある施設を十分活用していただきたいと思います。

あと、最後に、閉架書庫についてなんですけれども、分館することで一時的にはよいが今後検討していくという先ほど教育長答弁がありました。検討していくということなんですけれども、どのような検討をされていくのか、伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長ですか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 閉架書庫です。毎年大体1,500冊程度蔵書がふえていくということで、あと二、三年もしますと限度を超えるというようなことです。それに間に合うように今後閉架書庫を近くに増築するのか、その辺も含めまして調整していきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 例えば、本ですので、1冊1冊が結構な重さになる。それがまとまれば非常な重さになる。そうなりますと、今の図書館のある脇に多分建てるようになってくるかと思うんですけども、そうした場合、例えば概算でどのくらいかかるとか、今のところはまだ検討はされていないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 一応業者に見積もりをとっておりまして、それによりますと、プレハブなんですけれども、60平方メートル程度で1,350万円ということです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） プレハブで1,350万円、結構するもんなんですね。わかりました。そういう意味でも、二、三年後ということですので、これから年間1,500冊ぐらいふえていく

ということですので、一日も早い閉架書庫の建設に向けてもいっていただきたいと思います。

では、以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて6番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次に、質問者吉田和夫君からの提出がありました。これから資料を配付いたしますので、その間、暫時休憩いたします。

午後1時28分 休憩

---

午後1時30分 再開

○議長（加藤克明君） ただいま資料を配付いたしました。ご確認いただきたいと思います。

それでは、3番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔3番 吉田和夫君 登壇〕

○3番（吉田和夫君） 3番吉田和夫でございます。大綱2問質問させていただきます。

1問目、**特定健診の受診率をアップするために。**

初めて臨んだ町議会議員選挙で、私は、選挙公報に、各種予防接種の推進と各種健診の受診率アップを掲げて、広く町民の方に支持をしていただき議員にさせていただきました。多くの町民の方の健康寿命を少しでも延ばすことができるようにとの思いからです。2年前には、特定健診の受診率をアップするために、健康ポイント制の導入を提案し実現させていただきました。現在では3,000人を超える申込者にふえています。

しかし、特定健診については、目標値にはまだまだ険しい道のりです。平成24年度の宮城県35市町村の中でも、柴田町の受診率は35.2%で、県内で下から3番目の受診率でした。第5次柴田町総合計画後期基本計画も出され、平成30年度の特定健診受診率目標60%が達成できるように真剣に提案させていただきたいと思い、以下の質問をさせていただきます。

- 1) 受診率のいい市町村の分析はできていますか。
- 2) 個人負担の料金体系はこれでよいでしょうか。
- 3) 魅力ある追加健診項目はありますか（ピロリ菌等）。
- 4) コール・リコール対策は。
- 5) 未受診者対策は。

大綱2問目、**しばた桜まつりのトイレ整備はどうだったのか。**

ことは、しばた千桜橋の完成、さくらマラソン大会の開催と、多くの観光客が花のまち柴田に来ていただきました。

そこで、平成26年度3月会議で訴えたトイレ問題について、来年のためにもどうだったのか、反省も含めお伺いいたします。

- 1) しばた桜まつりのトイレ対策は。
  - 2) 船岡城址公園西側の駐車場のトイレ対策は。
  - 3) さくらマラソン大会でのトイレ対策は。
- 以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 吉田和夫議員、大綱が2点ございました。

まず、1点目、特定健診の関係でございます。5点ございます。

1点目、柴田町国民健康保険では、40歳から64歳の被保険者が町内医療機関での個別健診対応となっております。一方、65歳から75歳未満の被保険者は、各生涯学習センター、保健センター等での集団健診で実施しているところでございます。

特定健康診査の受診状況につきましては、健診が開始された平成20年度は、対象者が6,421人、受診者が2,974人で、受診率は46.3%でした。平成24年度は、対象者が6,759人、受診者が2,378人で、受診率は35.2%となっており、全国平均は33.7%で上回っております。宮城県平均は44.1%となっています。なお、平成25年度柴田町の受診率は速報値で35.5%とアップしております。

受診率の向上に向けては、該当者全ての方に受診票を送付し健診受診を促すとともに、集団健診では結核肺がん検診との同時健診や、土曜日、日曜日、夜間など受診機会の拡大に取り組んでまいりました。

県内の受診率が高い自治体においては、集団健診、個別健診の双方から選択ができる体制となっており、被保険者に応じた受診環境が整備されています。しかし、本町では、かかりつけ医の推進として若年者は個別健診に、高齢者は集団健診にと年齢で区分していることから、健診機会が限られてしまうマイナス面が、受診率の低下を招く一因と考えております。

2点目、特定健康診査の自己負担額については、個別健診が1,700円、集団健診が1,400円となっております。

県内の受診率上位自治体は個人負担が無料となっているところが多い状況ですが、一方、自己負担がある団体でも受診率が上位にある自治体もあります。また、個人負担額もそれぞれ違う状況です。

自己負担については、町がん検診や青年期健診・基本健診でも費用の一部を負担していただいております。今後、国保加入者の各種健診等の自己負担について、受診率向上の観点から検討してまいります。

3点目、平成25年度から、国の基準項目のほかに、血清クレアチニンと尿酸の健診項目を追加し、腎機能低下の早期発見のため腎機能検査の充実を図っております。

胃リスク検査は、全国でも実施する自治体が少しずつふえてきておりますが、国がガイドラインとして示す胃がん検診は、胃エックス線検査及び胃内視鏡検査となっております。

昨年12月にも質問をいただきましたが、ピロリ菌によるリスク検査を実施する際には、特定健康診査の追加項目としての実施ではなく、胃がん検診とあわせて実施することが受診行動につながり、結果として、胃がんの早期発見・早期治療に結びつくと考えております。

4点目、特定健康診査については、受診勧奨を兼ねて該当者全ての方に受診票を送付しておりますので、胃がん検診で実施している、申し込みをしたが未受診だった方に再通知するコール・リコールは実施しておりません。

未受診者への受診勧奨として、個別健診の未受診者に対し、9月に再受診勧奨の通知を送付しております。しかし、健康診査や特定保健指導の実施時期の関係から、再受診勧奨は個別健診の前半の未受診者のみとなっております。

今後は、本年2月に健診対象者に行ったアンケート調査や先進自治体の取り組み事例などを参考に調査・研究し、また、町医師団と検討会を開催し、来年度に向け実施方法等を検討し、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

大綱2点目、しばた桜まつりのトイレ関係でございます。3点ございました。

1点目、2点目は関連しますので、一括でお答えいたします。

ことしのしばた桜まつりでのトイレ対策としては、船岡城址公園内は、さくらの里と三ノ丸広場の既存のトイレに加えて、課題となっていました船岡城址公園山頂に里山ガーデンハウスが完成したことで、山頂のトイレの問題は解消されました。

また、船岡城址公園西側の駐車場は、吉田議員からの指摘もありましたので、仮設トイレを4基設置いたしました。

J R船岡駅から船岡城址公園までは、主にJ Rを利用して徒歩で来場される観光客のために、9店舗となった飲食店・お土産店などによるおもてなし協力店と役場庁舎のトイレを提供しました。

その他、駐車場等のトイレ対策ですが、しばたの郷土館前駐車場には3基、白石川の河川敷

駐車場の左岸（北船岡）側に2基、右岸（土手内）側には3基、不二トッコン跡地には2基、しばた千桜橋の白石川堤側には2基、桜まつり期間中は、仮設トイレを総数で16基設置いたしました。土曜日、日曜日には臨時駐車場となる船岡小学校では船岡公民館のトイレを、役場駐車場では庁舎のトイレを開放しました。

しかし、4月12日の日曜日は、好天と休日が重なり、さらに桜まつり直前に開通したしばた千桜橋の効果により、大勢のお客様が柴田町に押し寄せました。そのため、さくらの里と三ノ丸広場の既存トイレやしばた千桜橋白石川堤の仮設トイレでは、女性によるトイレの順番を待つ長蛇の列ができましたが、それ以外の日は特に混乱は見られませんでした。

来年度は、旧青少年ホーム付近に女性専用仮設トイレの設置としばた千桜橋白石川堤の仮設トイレの増設を行い、混雑の緩和を図りたいと考えております。

3点目、さくらマラソンのトイレでございます。

マラソン当日は、42基の仮設トイレを手配し、競技場内には40基、東北リコーの駐車場に2基を設置し対応したとの報告がございました。

特に、ハーフマラソンのスタート時間前には、多くの選手がトイレ前に並んでおり心配しましたが、無事に対応でき、その後は、トイレの前に行列ができることはなかったとのことでした。

どこのマラソン大会でも、このようにスタート時間前には多くの選手がトイレに集中し、競技に臨んでいくという行動パターンになっているようでございます。今回の設置数をもとに、今後とも、選手や応援者の支障とならないように、実行委員会には設置数を判断していただくよう要望させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 吉田和夫君、再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） ありがとうございます。

まず、対象者、平成25年度の速報値も今町長の答弁で35.5%ということでしたので、さほど変わりはないのかというふうにして思います。1番が七ヶ宿町なんですけれども、2番が丸森町、3番目、大衡村、これは人口的には大分少ないところで余り参考的にはならないと思うんですけれども、登米市であったり富谷町であったり利府町も上位10番目以内に入っています。このいいところの分析なんかはどうなっていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 県内で受診率のよい市町村の受診率のよい理由はというふうなことなんです、今、吉田議員がおっしゃいました市町村、七ヶ宿町から涌谷町まで非常にた

くさんございます。利府町、富谷町、非常に人口はあるんですが、それ以外は小規模の保険者となっております。一番の柴田町との違いは健診、集団と個別が自由選択制、どちらでも選べるということが非常に大きいかと思えます。事前に一括申し込みとしまして申し込みを受け付け、その後で通知を配付するという市町村もございます。1カ所、市町村によりましては、集団健診を一律に受けまして、その後の未健者に対して個別の案内を通知するというところもございます。非常にさまざまです。料金に関しても、無料であったり、料金をとっても受診率がいいところ、さまざまです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 私なりにいろいろな分析はしてみたんですけども、登米市とか富谷町、利府町、川崎町、これは先ほど町長の答弁にもあったとおり、集団健診では料金をとっていません。無料でやっております。また、柴田町では集団と個別というようなご答弁がありましたけれども、どこも大体集団も個別も両方受けられるようなシステムにもなっていると思えます。柴田町では、どの地区が受診率が高くでどの地区が受診率が低いとかというそういう分析なかなかされていますか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町内を行政区ごとに分けて受診率は出しておりませんので、申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） きちんと分析はされていたほうがいいのかというふうにして思います。例えば富谷町では、データは行政区ごとじゃなくて、住みやすい団地ごとといたしますか、団地ごとに集計されているのがホームページにも全部載せてありました。例えば富ヶ丘62%と出ています。あけの平はもう60%を超えています。ひより台61%、向陽台62%、明石台62%、こういうのを分析すると、高齢者が多い地域で受診率が高いということがわかっています。また、50%台、40%台というのは、新興団地で若い世代のところが多い。受診率が低いので、町とすれば、このところに力を入れれば受診率が上がるんじゃないかというそういう分析をされております。

このアップするために主な取り組みとして、チラシの導入とか、あるいは窓口で、いわゆる引っ越しして富谷町に来たという、その引っ越しの手続に来たところで、来月健康診断がありますので、この受診券を持ってどこそこに行ってくださいというふうにして、担当課じゃなくともそういうふうにご案内して受診率を高めているということがありました。柴田町では、

今お話しされた、申込制ではないということで全員に配っているということでしたけれども、そうでしたよね、受診券、いいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） はい。柴田町では、4月1日付で国民健康保険加入者全員にお送りしております。ただ、年齢が40歳から74歳までの国保加入者に限られております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 富谷町では、先ほど言ったとおり、転入窓口で配付。または紛失したというような受診票をなくしてしまったという方についても、当日会場で即発行。特定健診については毎年アンケート調査をとって、次年度に生かしている。先ほど答弁でもアンケートをとったとありましたけれども、どんなアンケートだったんでしょう。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） アンケートですが、平成27年2月現在で、昨年26年4月1日から継続して国保に加入している被保険者の方7,074人全員に送付をいたしております。回答があった方が3,620人ということで、回答率が51.2%でした。分析はまだ途中なんですけど、大きくは受診の有無、受診したかどうか。受診しない理由はどうかと、事由記述をしていただいたというのが主な内容です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 受診率を高めているところでは、そういうアンケートはたくさんとっているのを見ました。また、レセプトからの分析、柴田町ではこういう病気が多いので、ぜひとも受けてほしいとかというような何かパターンはありますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） レセプトからということなんですけど、医療費の一番柴田町で大きく占めるところは高血圧症です。済みません、数字はちょっと詳しくは今手元にないのですが、高血圧疾患で長く慢性的に何十年もかかるということで、医療費やこういった生活習慣病予防につながるというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） それも非常に有効なものだと思いますので、どこでも一番は高血圧のところでした。富谷町では、レセプトを分析して受診勧奨に利用されております。例えば平成24年の5月のレセプトで、1カ月間です、5月のレセプトで腎臓不全や糖尿病が悪化して腎不全まで起こしたという方については、町のレセプトが468万円支出されています。1人当たり94

万円。今回は特に糖尿病とかそういうところに力を入れて、ぜひともこういうところで受診、今まで受けていて糖尿病系の人だったら必ず受けるようにというこういう分析をもとにやっているところがあるのですが、これは参考になりませんか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 先ほどのアンケートの中に、医療機関に通院しているから健診を受けないという方の理由もございました。集団健診、個別健診というふうに分かれていることもあるのですが、主治医の先生方とそういったところをうまく調整していかなければ、なかなか受診率がちょっと上がってこないというふうにも思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） きょうの皆様のように配付した資料なんですけれども、これは新潟県の上越市で、もちろん問い合わせもして許可もいただきましたので配付させていただきました。これは、柴田町と同じようにいわゆる受診勧奨のものです。未受診者、いわゆる健診を受けなかったというのが55%の方がいるわけなんですけれども、これには、健康には自信があったので健診に行かなかった。病院は嫌だし、自分の体のことは自分がよく知っている。だから、行きたくなかったと。仕事が忙しかった。去年受けたので、ことしは健診に行かないでいいと思ったと。でも、この血圧が高くても自覚症状もないんだけど、脳卒中で発症した人というのは、受けなかった人の8割が未受診者ですというこういうチラシを配りました。

また、受診した人が45%いるんですけれども、そこで、高血圧、高脂血症あるいは糖尿病だったという人なんだけれども、早く病院に行きなさいという指導があったんだけど行かなかった人は、この下のところにある脳卒中等を発症した人のうち8割が高血圧、男女比率では8割の人が男性なんです。早く病院に行ったほうがいいです。受けない人は早く受けてくださいというこの資料は、過去2年間今まで受けなかったという人に、受診票と一緒に受診勧奨のために配ったようでございます。

裏にあるやつです。これは、先ほど柴田町と同じように個別で病院に受けている人という、これは受診率はうんと下がると思います。65%というのは、ひょっとしたら絶対無理なんじゃないかというふうにすら思うんですけれども、ここの市では、医療機関で受診中の人のために、特定健診を希望されない方へ、特定健診は治療中の方も全て対象ですと訴えています。なお、病院の医療機関にもこのチラシを持って、本人は一切お金がかからないんだけど、このデータだけは町に下さいということで、1,100人ぐらいデータをいただいています。柴田町でいただければ、これで大体60%近くにはなると思うんですけれども、有効な手段だとは思いません

んでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今いただきました、この医療機関で治療中のため特定健診を希望されない方へというこのチラシは、非常に有効であると思います。柴田町では、今までは一度もしたことはございません。ただ、医者の方からデータをいただくということは、ご本人からの了解と医者の方がございますので、まだこちらはしてはおりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） もちろん医者へそを曲げたら困るんですけども、ここでも、やっぱり保健師なりたくさんの方が医師団と協議して、実はここに何も書いていませんけれども、情報提供料として2,800円、市から病院のほうにデータをいただいたらやるんです。すごい金額がかかっていると思うんです。そういうのだったら、無料で受けさせたほうが受診率が上がるのかと考えたりもするんですけども、本当にこの受診率をアップするために、私もここにいろいろお話を聞いたら、国保加入者で仕事をしている方で、仕事先で受けられているという方を把握していますか、柴田町では。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 国民健康保険証を持ちながら職場で受けているというふうな方でしょうか。（「はい」の声あり）町のほうでは、数字は把握してはおりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） この上越市では、国保加入で健診を受けたというのがあったので、私は問い合わせをしました。国保加入で職場健診を受けたとありますけれども、具体的にどんな方ですかという質問に対して、アルバイトやパートで被保険者に加入していない国保加入者。平成26年度の実績では、特定健診の中で155人から情報提供あるいは健康診断のコピーをいただいたと。これだけでも数%柴田町としては上がりますけれども、この方法・方策というかこういうアイデアはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 参考にさせていただきます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） ぜひ、すぐには私も言いませんので、とにかく私も受診率をアップさせて健康寿命を維持させたいと思ってこういう計画は練っているんですけども、これから検討するのであれば、例えば国保の方でそういう会社で受けられたというような人について情報

提供をいただいたら、例えばゆず酒を1本やるとかというのを、そういう形でもいいと思うんですけども、無料ということはないと思うんです。ただ、病院からだって2,800円の情報提供料としては保険点数でもあるものですから、例えば1,000円だけでも医師団のほうにやるという形でも十分可能な形かというふうにする。この市では1,200名のデータをいただいているというから、すごい実績だというふうにして私も思っております。

また、個人負担の件だったんですけども、個人負担は、この料金体系ではよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 個人負担金の件につきましては、この特定健診だけではなく、ほかのがん検診等でもおおむね3割を基準として負担をしていただいております。特定健診に特化して個人負担金を考えていくというよりは、健診全体で個人負担金をどうするかということで考えていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） それがいいと思います。私も、お金を出したって自分の健康は自分で買うべきだと思いますし、ただ、上位を見ると、みんなこのお金がかかっていない。それぐらいの基本的な考えはきちんとやっぱり持ってたほうがいいと思うんです。

富谷町では、受診環境の整備には取り組んで、当初から自己負担は無料にして受診率をアップしようと、こういう初めからの考えもあったようです。

3つ目の魅力ある健診のほうで、ピロリ菌は胃がんと言っていましたけれども、私は、なぜそれを入れたかということ、受診勧奨のためです。例えば先ほどの町長答弁でクレアチニンとか尿酸とかというのは、県内は全部どの町村もやっています。そこで、普通の一般健診の中でもオプションで一番人気があったのがピロリ菌でした。これはオプションですので、町でもお金も何も入れることなく、本人が1,000円出してもピロリ菌の検査したい、3,000円出しても検査したいというのがあれば、例えば来年からこういう検査も導入しましたというふうにして訴えることもできると思うんですけども、何か目ぼしいような健診項目というのは考えられませんか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） ほかの自治体で非常に受診率のいいところは、がん検診やいろいろなものの健診とあわせて検査ができるというものです。個別健診をしているものは、柴田町のほかに仙台市のみとなっております。ほかは集団か個別がベースにあって、どちらかを選

んでいくというふうなスタイルになっているのですが、済みません、肌年齢を調べて女性の受診率アップという市町村もあったので、健診とは違う意味でも目玉が必要なのかというふうにはちょっと考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） それもいい考えだと思うんです。そういうのも受診勧奨にはなると思います。例えば血管年齢であったり、あるいは、タバコを吸う人は、ふうっと吹けば肺の酸素濃度がどれぐらいかとかというの、たくさんあると思うんですけれども、例えば、丸森町では今年度からはCT検診が導入されています。すると、一緒に、個人負担が2,000円、町で8,000円出すと言います。それで、丸森町ではCT検診をことしからやりますとかというところもあります。柴田町でも、いろいろそういう魅力ある検診項目を多数にしながら、料金に皆さんに影響がないような形のほうがいいと思います。

また、4番目のコール・リコールについては、前々、前回もいつも私が質問すると、町長さんは、コール・リコールもやって受診率を高めるといつも答えているものですから、あえて未受診者のものなんですけれども、コール・リコールをここに入れさせていただきました。これはコール・リコールで、例えば今言ったはがきであったりいろんなもので何人に配付して何人受診しましたというのは、何かとっていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 純然たるがん検診というコール・リコールとは、この特定健診の未受診者対策については少し違うのですが、柴田町の場合、全員に送付するという時点で受診勧奨しておりまして、個別健診の7月、8月、初めの2カ月間に受けなかった方に対してのみ9月に受けてほしいということで、受診を呼びかける通知を出しております。集団健診の方の場合にはそのときだけですので、もう一度勧奨するというふうには至ってはおりません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 数はつかんでないと思うので聞きませんが、わざわざここであえて言ったのは、私もこれを何回も質問しています。コール・リコール対策で、特定健診で対がん協会の資料があります。私も厚生労働省のを調べたら、対がん協会を出しているやつがあって、例えば電話だけだったら何%受診率アップします。あるいは、受診券をもう1回配付したら何%アップします。受診券と案内状と個別に配付したら何%アップしますという、最高で12%で、たしか仙台市とか石巻市でも特定健診でアップしたという報告も、以前私はここでお話はしておりますので、個別で今からそういう形を打たないと60%には達成しないと思うんですけれど

も、健康管理システム。例えば健診を受けて、受けなかったら、その受けなかった用紙は、誰か家族は持ってきますか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 未受診者の健診用紙については、持ってくる方もおりますが、ご自宅で廃棄されているものがほとんどです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） これは名取市ですけれども、受診券、ばあちゃんが「うちの息子は病院さ行っているから」とかと持ってきたやつは、全部記入して健康管理システムのほうに入れて、いわゆるこの人たちは病院で受けている、この人たちは職場で受けているみたいなきちんと把握されておるようです。100%じゃないんですけれども、持ってきた人です。それに手を打てば、数%アップすると思うんですけれども、ぜひそういうふうにして、そのための私はリコールだと思います。数%、例えば来年の目標は60%、再来年の目標も60%、最終年度の平成30年度も60%というよりも、来年はこれとこれをやって45%、これとこれをやって50%というふうにして、最終年度までは60%に持っていきたいと、そういう計画をぜひ組むべきだと思います。

それから、山梨県の甲府市では、平成24年度49%、これはアンケートの結果、未受診者理由別に応じた受診勧奨を実施してアップしています。また、2つ目には、医師会と連携し情報提供事業の展開をしています。これも数%アップしています。保健環境改善員、保健環境推進員、人材を育成してそれを活用しています。柴田町でもアンケートをとったということでしたので、そういうアンケートを利用して、数%でもいいですので受診率アップしていきたいと思います。

もう一つ、函館市でも、こういうふうにすると7%アップしているというのが載っています。これは3つあります。未受診者のターゲット選定とはがきによる受診勧奨。いわゆる受けなかった人の健康管理システムから出せると思います、受けなかった人を。そこにはがきをやる。はがきを工夫したそうです。2番目、みんなとして工夫して、読んでいただくための色、レイアウト、これを見れば受診しそうだという、これを検討したと。3つ目には、医師会との連携、受診環境の拡大を図った。これで7%アップ。

また、もう時間がないので、酒田市でも60%を既に達成しています。それは、皆さんの協力がないと60%になりませんという案内状です。また、群馬県の前橋市でも、平成25年度から平成29年度の、後で資料をやりませう。熊本県にもあります。栃木県小山市でも、若い人の健診をやったら、職場でももらったら、何かプレゼントしますみたいなそういう項目もあります。いずれにしても、特定健診、明年度の目標は何%になっていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 来年度の具体的な目標数値はまだ掲げてはおりませんが、今月、町の医師団の先生方と特定健診のあり方について協議を行っていく予定となっております。昨年からの懸案事項で、ワースト3になったというふうなことで、昨年秋から先生方とちょっとお話を詰めさせていただいているところなんです、今、個別と集団と分かれているところを、何とか問題点を明らかにして健診体制を整えようということで動いておりますので、多分それにより五、六%は上がってほしいというのが、こちら側の希望としてお伝えしておきます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 例えば平成30年度に60%と達成した場合、確定するのは平成32年ごろなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） はい。この特定健診の結果は2年後が確定というふうなことから、そのようになります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） いずれにしても、いろんな方策をとっていただいても受診率は上がらないということもわかっていますので、私ども、それを責めるのではなくて、一緒に受診率をアップするために一生懸命提案をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

トイレの問題ですけれども、先ほど町長の答弁にもあったとおり、たくさんふやしていただいて滞りなく終わったのかと思います。私も、西側の駐車場のところに確認して、また、お話を聞いたら、今回スムーズだったようですというようなお話もいただきましたので、明年に向けてまた一生懸命改善していきたいと思っております。

さくらマラソンのことについても、実際には実行委員会主催なわけなんですけれども、きのう反省会がありました。私も行ってみたんですけれども、非常にいい意見がたくさん出ておりました。ランナーが、走った人たちが決めるという項目があるんです。RUNNET（ランネット）総合評価というと70点もらって、結構いい点なんだそうです。走ったランナーがつけた評価点、残念なことに一番低いのが34点というのがあったんですけれども、これはやっぱりスタート前に会場を見て回ったんですが、トイレが非常に少ない。今回の4倍以上のトイレを用意すべきであるというふうに評価している方もおられました。実際に、走る前に全部トイレに行くんです、みんな。相当数がトイレで一過性のものなんだろうと思うんですけれども、私も

確認しました。20基、20基と、あのグラウンドだけでも40基ぐらいのトイレはあったんですけども、長蛇の列でした。これも来年参考にしながら、これも町とすれば協働事業の実施というようにことだと思いうんですけども、そういう意見は聞いていたんでしょうか、トイレ不足の件は。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） トイレの設置については、今回は、まず一つの基準にしたのが、船岡自衛隊の中でやったトイレの設置基数をもとに今回の河川敷に応用したというような形で、実行委員会でまず設置基数を決めていったというようなところでは。

実際的には、この基数までいくに当たって、実行委員会で2回、3回いろいろとシミュレーションしてふやして行って、まず40基に今回なったというような経緯も踏まえてあります。そのために、予算的にもかなりこの設置費用が大幅に多くなったというような現実的な実績数値もあらわれてきておりました。

今後については、やはりいろんな意見をもとに、ランネットの中でやはりトイレが一番評価項目が低いというようなのも見ておりましたし、実行委員会の反省の中でもそのような形で言われておりますので、ぜひその辺も改良するような形で、来年以降継続するのであれば、お互い協力し合いながら話し合いをしていきたいというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 協働事業としての実施、柴田町としてはやっておりますので、資金面になるのかどうかわかりませんが、きのうの評価ではそういうような評価もなされておりましたので、次年度に向けてもきちっと捉えていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて3番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時30分から再開します。

午後2時14分 休 憩

---

午後2時30分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、14番舟山彰君、質問席において質問してください。

○14番 (舟山 彰君) 14番舟山彰です。3問質問いたします。

1 問目、生活道路の危険データの活用について。

4月8日の日本経済新聞に「住宅が密集する生活道路での事故を減らすため、国土交通省は、事故多発地点を自治体のかわりに分析する。生活道路での死亡事故は後を絶たない一方、対策がおこなわれている。急ブレーキが多いといった「危険箇所」をビッグデータを活用して調べ、安全性の向上につなげる。今後、市町村などから要請があれば、生活道路で速度超過や急ブレーキなどが集中するエリアを抽出。ポールを置いて道幅を狭くしたり路面の一部を盛り上げたりして車の速度を抑える対策などを市町村に助言する」との記事が載っていた。

そこで伺う。

- 1) 柴田町では、町内の生活道路の危険性について分析し、そのデータなどはあるのか。
- 2) 学校や各地区の危険マップづくりは進んでいるのか。
- 3) 町内の生活道路の危険性分析とその対策について、警察とどのように連携しているのか。
- 4) 生活道路の危険を回避したことで効果のあった事例はあるのか。
- 5) 柴田町として、国の分析の利用、安全対策への活用を考えてもいいのではないのか。

2 問目、監査委員の指摘事項から。

監査委員は、我々議員とは違う視点で定期的に町の行政について監査し、各種の指摘事項を挙げている。そのたゆまぬ行動に敬意を表するとともに、最近の指摘事項で私が気になった点について町に問う。

1) 「大規模改修が完了した槻木小学校で、ひずみが生じて密閉しなくなった防火扉が4カ所あった。消防法に基づく防火設備であるため、早急な対応が求められる」「照度不足の解消が課題となっている学校が複数あり、大規模改修が完了した学校においても照度不足が懸案となっている。大規模改修の目的には、構造体の補強とともに教育環境の改善も含まれるのではないだろうか。大規模改修で課題が解消するかのよう期待してしまうが、当事者が問題意識を持って工事に向き合わないと改善されないことも認識いただきたい」との指摘がされている。私も適切な指摘と思うが、この指摘についての町当局の所見を伺う。

2) 船迫生涯学習センターについて、「駐車場から建物へ通じる階段のタイルに損傷が数年前から見受けられる。施設は防災拠点と位置づけされており、安全・安心の観点から、手すりの設置等も含め早急に対策を講じる必要がある」との指摘がある。この指摘についての対応を

お聞きしたい。

3) 「監査を通して感じたのは、「公共施設マネジメントのもとになる管理台帳が整備されるのを待つ」という受け身の対応となっているということである。施設管理者等は、修繕の必要性を整理し改善に向けた努力をしていくべきである」との指摘があるが、この指摘についての対応と、改めて町の公共施設マネジメントへの考え方を問う。

3 問目、桜の季節が終わって。

華やかな桜の季節が終わって、次のような話や意見を聞いた。

①ある地区の会合で、「せっかく大勢の人に花見に来てもらったのに、土手には結構犬のふんが落ちていた。飼い主のマナーも悪いが、シーズン前から船岡城址公園や白石川土手の監視などを厳しくできないのか」。

②柴田町出身で仙台市在住の男性の方からは、「桜や新しい橋を見た帰り、役場やほかの場所にある住居表示板が古いのに気づいた。柴田町もほかと同じく財政難だと思った。また、昔に比べて空き地や空き家がふえているようだ。ふるさと柴田町も人口が減ってきているようで、少し心配になってきた」。

③商工会の数人の役員の方からは、「町は、船岡駅から土手、そして新しい橋へと誘導していた。せっかくつくった橋だからそれもわかるが、これでは、駅から町の中を通って船岡城址公園に行く人が減り、店に寄る人も減るのではないか」。

④さくらマラソン大会のボランティアの方からは、「参加した人たちは、柴田の桜を楽しんでいったようだ。ただ、開会式が始まって真ん中に集まる人は少なく、主催者が最年長者や一番遠方から来た人へ賞品を用意して呼び出しても、どちらも出てこず、私としては、地元関係者の熱意に対し、参加者は全国である大会の一つにすぎないとの認識の違いを感じてしまった。大会の主催者は実行委員会だが、町も今回いろいろ協力したと聞いている。町はこういう実情をどう思ったのか」。

これらの話や意見について町はどう思うか、お聞きしたい。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 舟山彰議員、大綱3点ございました。

1点目、生活道路の危険データの活用でございます。5点ほどございます。

まず1点目、生活道路の危険性についての科学的なデータはございません。しかし、危険性に関する情報については、大河原警察署から提供されるもの、各行政区や住民から届くもの、

職員から連絡を受けるものなどがあり、台帳に整理して交通安全施設整備工事の優先順位の判定などに役立てています。

2点目、各小学校においては、通学路を中心に危険マップを作成しており、各小学校で巡回調査をしながら随時見直しをしています。平成24年度には、全ての小学校で一斉に通学路の安全点検を実施して、整理表やマップを作成しています。

また、全ての行政区ではありませんが、地域計画策定時や地域計画に基づくソフト事業を進める中で、地域内の防犯や交通の危険箇所の把握に努め、マップとして作成し、集会所に掲示して情報の共有や見える化を図っている行政区もございます。また、台帳に整理するなど、それぞれ行政区のやり方によって把握、作成をしています。

3点目、生活道路の中で危険箇所への対策が必要と思われる場合には、大河原警察署と町、関係者などが現場調査し、対策を検討しています。対策を講じるに当たっては、地域でできる対策、町でできる対策、県や国でないとできない対策、警察でないとできない対策がございますので、それぞれが役割分担しながら、大河原警察署交通課の指導のもと進めております。このように、日ごろから警察とは緊密に連携して進めています。

4点目、公安委員会による仙台大学前、パチンコつばめ前、柴田小学校付近の信号機設置が、生活道路の危険除去で効果があった事例に該当すると思われれます。また、町独自の生活道路への取り組みとしては、路面標示や注意喚起看板、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設を整備することで、危険を回避し効果を上げてきています。

その結果、平成26年度の本町の人身事故の発生は122件でありました。そのうち町道、いわゆる生活道路では36件、約30%の発生でしたが、事故の70%は、国道・県道での人身事故となっているのが実態です。

5点目、交通事故を減少させるためには、交通事故の実態や要因を科学的かつ総合的に解明し、これを踏まえた効率的かつ効果的な交通安全対策を立案・実施することが不可欠です。

そこで、国土交通省は、民間の自動車運送事業者が、自社の運行管理等を目的に蓄積している車両の位置情報や速度、加速度といった走行記録データの解析により、ドライバーが「ヒヤリ」とした場合や「ハッ」として急ブレーキや急ハンドルを切った地点、これを「ヒヤリハット地点」と呼びますが、の運転データをもとに危険箇所を見える化したり、また、カーナビゲーションシステムやドライブレコーダーを搭載した車の走行経路やブレーキを踏んだ場所などの情報の提供を受けたり、さらに、損保会社が保有する事故情報などを国土交通省が一括で集め、これら膨大なデータの中から事故多発地点の選定をしようとしています。

町としても、生活道路における科学的データに基づく交通事故対策は、交通事故の削減に有効であると認識しておりました。そこで、東北地方整備局に活用方法や手順について照会したところ、県内においては、まだ具体的な運用時期や方法等については決定しないとのことで、もうしばらく時間を要するとの回答をいただいております。

大綱2問目、監査委員からの指摘事項、3点ございました。

まず1点目、大規模改修工事においては、担当者は問題意識を持って対応させていただいておりますが、国の補助事業には制約があります。対象事業費の上限が年2億円までと決められており、補助率は3分の1、残りの3分の2の事業費は一般財源になります。さらに、この制限を超えた改修箇所については、大規模改修時に一般財源の確保が同時にできない事情がございました。

なお、槻木小学校の防火扉と船岡中学校の照明につきましては、今年度修繕工事を実施いたします。船岡小学校の照度不足については、来年度実施する大規模改修工事で取り組んでまいります。

2点目、船迫学習センターの関係でございます。

駐車場から建物へ通じる階段のタイルの損傷については、指摘後、平成26年度予算で3月中に修繕を行いました。また、監査指摘の手すり等の設置については、現在の階段には手すりは既に設置されていますが、将来的に、高齢者、障がい者等に配慮したスロープの設置等も含めて、大規模改修時に検討してまいります。

3点目、公共施設マネジメントの考え方でございます。

施設等の修繕につきましては、公共施設マネジメントの導入いかににかかわらず、緊急性、危険性の高いものを優先に、施設利用者等に支障が出ないように、限られた予算の中で計上してこれまで対応してきました。

しかし、今後は、施設の老朽化や少子化に伴い利用状況に変化が生じることが予想されることから、適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、公共施設等総合管理計画の策定、いわゆる公共施設マネジメントに基づき効率的な施設管理を図っていく必要があると、国からの指摘を受けております。

実は、公共施設マネジメントの導入は、施設の長寿命化ばかりではなくて、重複している施設の統廃合、施設の総量抑制、新規の公共施設の抑制に踏み込むこととなります。

しかし、住民は、今の段階でそのことを恐らく全く理解していないのが実情ではないかと思っております。町民にとって、公共施設マネジメント導入によって具体的な施設がどうなるの

か、わかりやすく例を挙げますと、総合体育館ができれば、重複する既存体育館、例えば船岡体育館は統廃合の対象になります。ここが問題でございまして、舟山議員には、みずから率先して船岡体育館の統廃合がまないたの上ののってくることを6区等の住民に訴える覚悟があつての公共施設マネジメントの導入なのか。もし覚悟や信念がないまま総論賛成各論反対では、公共施設マネジメントはうまく機能しませんので、念のため申し上げます。

現実的には、先行する自治体においても本格的な実施はこれからであります。公共施設マネジメントは住民の理解が前提であり、さらに、公共施設問題を一举に解決できるような魔法のつえでは決してないことをご理解ください。

3点目、桜の季節が終わってでございます。4点ほどございました。

犬のふん関係でございます。

マナーアップ対策として、犬の飼い主の全ての方に、毎年実施している狂犬病予防集団注射の案内文書にチラシを同封し、犬の飼い方、ふん処理等の適切な管理について周知をしているところです。

また、監視並びに指導については、注意喚起と抑止を目的として移動式の監視カメラと警告看板の設置と、柴田町環境指導員による、飼い主に対し飼養等についても街頭指導しています。

基本的には、飼い主の一人一人がマナーを守っていただくことが大切であると思っておりますので、マナー向上のために監視カメラ、看板設置による注意喚起、お知らせ版等を通じての周知徹底を図ってまいります。

2点目、人口が減っており心配だということでございます。

2008年をピークとして、国全体が人口減少局面に入っている状況の中で、昨年、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が、人口減少社会への警鐘として、896の市町村を消滅可能性都市として公表し、地方消滅が全国の自治体に大きな衝撃を与えました。しかし、幸いにも、仙南2市7町においては、本町と大河原町が該当しませんでした。

こうした人口の減少問題に対し、国は、現在の人口減少の動きを食いとめ、人口の維持・反転を目指す国家戦略として、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、全国の自治体に示したところでございます。

それを受けて、地方自治体も、地方版総合戦略の策定が義務づけられ、本町は、その策定に向け、10月を目標に現在作業を進めているところでございます。今回、計画策定に先立ち、国の地方創生先行型事業を活用して6つの事業を立ち上げ、地域資源を有効活用しながらの新た

なビジネスの創生や多くの人との交流促進を通じて、少しでも人口減少のスピードをおくらせたいと考え、取り組んでいるところでございます。

主な事業ですが、フットパスの結節点となる「地域資源を活用した小さな拠点整備事業」、観光客を呼び込む「地域資源を活用した観光振興事業」、地元での特産品開発「柴田の6次化支援強化事業」、地場産業の育成「異業種ビジネスチャンス支援事業」などとなっています。

3点目、人の流れが変わって、店に立ち寄る人が減るのではないかとということでございます。

まず、ここで、誤った情報を私は正さなければならないと、まず申し上げたいと思います。

今回、町職員がJR船岡駅でしばた千桜橋へ誘導していたということですが、それは間違いでございます。開通式前から、テレビや情報誌等でしばた千桜橋がPRされたため、列車で訪れた観光客の多くは、しばた千桜橋を渡ることを目的の一つとしていたと思われまます。そのため、観光案内所では真っ先にしばた千桜橋への最短ルートを尋ねられることが多く、それに職員が答えていたのが実情でございます。

桜まつり期間中は天候に恵まれず、おおがわら桜まつりでは来場者数が2万3,000人の減少、売り上げも20%から30%減少したということでございました。しかし、柴田町では、来場者が3,000人増加し、売り上げは19%伸びる結果となりました。

ことしの桜まつりで昨年と大きく変わったことは、しばた千桜橋の開通によって人の流れが大きく変わったことでございます。一つの流れは、大河原町から柴田町に多くの人々が歩いてきたということでございます。その裏づけは、JR船岡駅とJR大河原駅の乗降客数を比較したところ、JR大河原駅では、乗った人よりもおりた人が多かった。逆に、JR船岡駅では、おりた人よりも乗った人が多くなりました。このことは、JR大河原駅でおりた観光客が白石川堤を歩き、しばた千桜橋を渡って船岡城址公園に来場した後、帰りはJR船岡駅から乗車した観光客が多かったと考えられます。

2つ目の流れは、JR船岡駅から白石川堤を歩いてしばた千桜橋を渡り、船岡城址公園の桜を見た後、町なかを回遊する人が多かったということです。

しばた千桜橋の開通によりJR船岡駅と船岡城址公園の間の町の中を歩く観光客が減少し、町なかの店舗では売り上げが減ったという声がありましたが、それが全ての店に当てはまるわけではございません。このことも、商工会の人に正しくお伝えください。

町なかの「おもてなし協力店」や「おもてなし飲食店・お土産店マップ」に加盟していただいた20店舗に対して聞き取り調査を行ったところ、昨年の同時期との売り上げ比較では、「売

り上げが増加した」のが5店舗、「売り上げが変わらない」としたのが7店舗、8店舗で「売り上げが減少した」との回答がございました。売り上げが増加した5店舗のうち3店舗では独自の取り組みを行っており、観光客に足をとめてもらう素通りをさせない取り組みが有効だったと考えております。

一方で、人通りがふえたはずの白石川堤付近の店舗では、売り上げが減少した店舗もあると聞いています。人通りは、多ければ多いことにこしたことはありませんが、人通りが減少したとしても、店舗の創意工夫により売り上げを伸ばした店舗がありましたので、要は、多くの商業関係者の皆さんのやる気と意欲的な取り組みを行い、店に立ち寄ってもらえるよう商才を発揮するのが商売の基本ではないかと思えます。こうした情報を正しく舟山議員から商工会の役員にお伝えください。

4点目、柴田町の桜の季節に、桜の柴田の街なかを走りたいという熱い思いの住民たちの手によるマラソンが、2年間の準備期間を費やして開催され、無事事故もなく盛況のうちに終了したことに、改めて、柴田町民の力を感じたところでございます。

開会式についてですが、参加者の多くは他のマラソンにも出場しており、その延長として参加をしています。選手の皆さんから見れば、形式的な開会式よりも、出場する競技を中心に体調の調整に努め、記録の更新を優先している方が多いように思います。また、スタート20分前には、スタート地点への集合時間と重なり、開会式に参加できなかった選手も多くおりました。

直後に行われた仙台ハーフマラソンにおいても、開会式は実は行われておりません。私も初めてのハーフマラソンだっただけに、このように競技を優先した大会運営が多いことを初めて知った次第でございます。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 一問一答に入る前に、ここで中山代表監査委員から発言の申し出がありますので、これを許します。中山代表監査委員。

○代表監査委員（中山政喜君） 質問の大綱2問目として、「監査委員の指摘事項から」と題して、平成26年12月15日付の教育施設に係る定期監査と平成27年2月23日付の社会教育施設に係る定期監査の監査結果についてご質問がありました。

町長からの答弁もございました。

船迫生涯学習センターに関する部分についてですが、「安全安心の観点から、手すりの設置等も含め早急に対策を講じる必要がある」と指摘しました。意見書の作成に当たって、階段の改修を考えるとときには、現在使用している手すりに劣化が見られることから改修を要すること

や、玄関入り口への手すりの設置、さらには、急な階段の改修も考慮する必要があるのではないかと、「設置等」という文言を用いたものでございます。

今後は、意見書等の取りまとめに当たっては、一層慎重を期し、具体的に表現していきたいと、このように思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 舟山彰君、再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 大きな1問目の1）について、町内で122件で、うち生活道路での事故が36件で30%ぐらいだとありましたが、死亡者数というのはわかるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 平成26年度は2件、2人死亡という形で公表されております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 答弁では、町独自としてはこういう危険性について分析しているとかではないということなんですが、こういう国の動きもあって、改めて町単独でやるという考えはないのでしょうか。いろんな団体といろんなことをやっているとは答弁がありましたけれども、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 町としても独自に、行政区長を中心に、あといろいろ職員も現地を仕事でその生活道路を通ったとき気づいた点、そういうようなものを随時報告をいただいていると、こういうような形で今体制づくりがされております。ですから、十分にその辺は目配りはできているのかとっておりました。

ただ、データの、数値的、そういうようなものの把握ができておりませんので、今回、国土交通省で言う数値的なもので見える化のデータを活用させていただければというようなところで回答を申し上げました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 2）の危険マップづくり、小学校単位とか、それから行政区によっては結構やっているという答弁でございましたけれども、町は、このマップづくりのために保険料というものをたしか払っていると思っているのですが、その支出とこのマップづくりの割合というのはどのように受けとめておるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） まちづくり政策課のほうでは、地域づくり補助金という

ようなところの中において、まず地域の中で、自分のところの防犯、あと交通安全、その中においてどこが危険かというようなところの事業を組んでいただいております。その中においては、区費50%、町からの事業費50%というような中において活動費として計上をしていただいて、保険料等の区分けについては、まず区費で出してるのか、補助金で出しているのか、その辺が一体的に区分はされていないというようなところなんです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 私の勘違いでしょうか。町の例えば平成27年度の予算書なんかに危険マップづくり保険料とかというのが、そういう危険マップをつくるために実際に道路なんかを歩いてみて、そのときに例えば事故に遭う危険というものもあるわけです。そのための保険料というのを町が補助という形で出しているのかというふうにちょっと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） これは、実際的には、事業を計画するに当たって参加していただいた方たちが現場を現状を調査をするわけです。そのための保険料というような形で理解していただければと思います。あくまでも作業をする指導者を指導するためのときの保険料というところなんです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 3）で警察との連携というのをちょっとお聞きしていましたけれども、例えば、私なんかだと5年に一遍の免許更新のときによく講習会で、大河原警察署管内ということでは柴田郡内なんだけれども、柴田町でいくとどういうところで事故があったとか、こういう大きな事故があったとかというのがあったりするんです。それでお聞きしたいのは、大河原警察署としては、柴田町内のいわゆる生活道路で特に危険というふうに認識しているというようなことは、例えば何かの会合等で警察から言われたりしているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 大河原警察署管内の中においては、特に警察署で重点的に目を凝らしているところが、実は国道4号線であります。そちらと、あと新栄通からの延伸で4号線にぶつかる、そちらのほうの道路がやはり危険箇所というようなところの位置づけがされているというようなことは報告を受けております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 私も、何もこの新聞を見たからというのではなく生活道路と、今まで私

も町内の例えば通学路の安全がどうかとお聞きしましたけれども、特に生活道路と出ていたものですから、今のような柴田町内という大きな道路といえば、今の国道4号線とか新栄通線とかですけれども、そこにつながるような道路というそういう意味での警察署が特に危ないと思っているようなところがないのかというふうに、私はお聞きしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には、警察署のほうで10年間の統計をとっております。その中において、やはり船岡小学校付近の交差点、それから、えっと思ったのですが、実はビッグの駐車場、そこもやはり危険箇所というようなところの位置づけが、警察のほうの10年間の資料の中ではされておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今、ビッグと出ました。いわゆるイオンタウンですか、ビッグと。いいですか。前に同僚議員から、あそこ、つまり通学路になっていると、心配だという質問が出ていましたけれども、今はあそこの駐車場内の話だと思いますが、もう一度子供たちの安全対策という意味でどうなっているか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） これについては、再三、子供たちの通学安全確保というような観点の中において、イオンタウンも従業員の方たちの毎月の定例会等がありますので、その中においても子供たちの通学路についての啓発をしておりますし、やはり道路標示とか駐車場標示の中でも、その辺の標識の整備もやはり見え欠け、隠れているところがありますので、その辺も随時協力を求めるような形ではされております。

ただ、実際的に我々のほうでお願いしていたのは、駐車場の中に白線がなかなかぴっちりとは見えづらくなってきているものですから、その白線をきちんと誘導するような形で線引きをお願いしたいということを言っているのですが、これについてもやはり企業の中で優先的な順番があるということではなかなか進んでいないと、一遍にはできないと、こういうような回答はいただいております。

特に草刈りとかそういうようなところで、見晴らしの悪いところ等は、速やかに協力をしていただいているというような状況になっています。

○議長（加藤克明君） 旧4号線との通学路の関係で、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） ビッグの関係なんですけど、私のほうでも学校等と教育委員会等といろいろ現地を確認させていただきまして、現在は、今入り口のところに横断歩道というふ

うな書いていただきまして、そこの両側に旗を設置しまして、渡る際には旗を持って両側に置けるような状態には一応確保しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） この日本経済新聞にはさらにこういうふうに書いてあったんです。「国や県は安全対策を進めている」と。「しかし、市町村は、管轄する生活道路については交通安全に従事する人材が不足し整備がおくれている」と。これは全国的なことを述べたんでしょうけれども、この記事について、柴田町は担当課としてはどう思われるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は柴田町独自で交通安全対策という形で毎年予算計上するとき、当初予算でもご説明申し上げました。平成26年度も、やはり700万円以上の町の交通対策事業を行っているというところですよ。

例えば道路反射鏡の設置とかカーブミラーです、それと区画線が消えかけているところをきちんと直したり、そういうような形で平成26年度は750万円程度交通安全施設のために使っていると、こういうようなことで、柴田町においては、過去もそうなんです約700万円程度、毎年交通安全施設維持のために、地域を限定せず優先度の高いところから修理もしくは新設をして、できるだけ生活道路の事故抑止につながるような政策を打ってきているというようなところですよ。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） この新聞の書き方でいくと、「人材が不足し」という、そういう意味でまちづくり政策課が交通安全担当というんでしょうか。ここでいう人材とかそういう点については、町としてはどう思われますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 人材的には、現状の中ではやはり対応してきておりますので、それで十分かというふうに思います。ただ、実際的には、我々の支援という形で警察、交番、こういうようなところの機関がきちんとフォローアップしていただけますので、その辺は大丈夫だというような認識を持っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） この大きな1問目の最後にお聞きしたいのは、県が環境税を延長するという方針でいるというふうにテレビとかで言っていたと思うのですが、新栄通線はようやく信号機が1つできて、前に私がお聞きしたのは、県の環境税を使って柴田町としてはもう1つ新

栄通線に信号機をつくるという考えがあったようなのですが、現在ほどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 要望は出しております。しかし、これの認定については、県、公安委員会が手続的にとるものですから、まず要望だけはその都度お伝えはしているというようなところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 大きな2問目、監査委員の指摘事項からということでお聞きしたいのは、1)については、監査委員はさらに、全ての学校において照度に限らず各項目が学校環境衛生基準に則しているか調査・確認する必要があるというふうに指摘しているんです。この指摘への対応についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 環境衛生基準ということで照度並びに水質等、あとは換気とかのもろもろがございますが、これにつきましても、薬剤師が一応実際的にはやるわけなんです、その部分で学校等に対して施設長に報告するという義務がございます。それにつきまして、今回改めまして学校のほうから提出を求めまして、その資料について収集しました。今後この照度関係につきましても、現実的には照度は最低限はクリアしているのですが、当然見た目、教室で授業を受ける際には若干暗いというふうな子供たちの、天候とかにもよるのですが、その関係もありますものですから、これについて再度検討しながら随時改善というふうには進めてまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 順序が逆になりましたが、槻木小学校でこの消防法に基づく防火設備、つまり防火扉ということなんです、先ほどからの答弁で、こういった大規模改修をやるというのは国の事業で予算的な制限もあるとかといろいろありましたけれども、この消防法に基づいて求められる設備が不完全だという、これは結局この槻木小学校についてはどのようにされたのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 町長が答弁を最初しました、1事業に対して2億円というふうな部分での全体費に対して3分の1の国からの補助がされると、それを超えたものについては町単独ということでの費用ということで、その時点では予算措置できなかったというふうなお

話がありました。

これにつきましても、現実的には、この防災関係について大規模改修が終わった後に発覚したことでございますが、おおよそ兆候があったかとは思いますが。これにつきましても、施設管理者並びに教育委員会のほうでも、当然大規模改修になる際には、1年をかけてその中身を検討しながら学校との部分を検証していることでございますので、当然今後船岡小学校が控えておりますので、今年度以降、総務ベースで詳細漏れのないように、予算措置に対しても、当然、子供たちの安全面ということからも、消防等の指摘がないような形で今後はしてみたいということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） この大規模改修が完了したときというのもどうなんですか。例えば消防関係の設備について消防署で、例えば建設工事完了何とかという、この辺は秋本議員のほうで専門かもわかりませんが、そういう工事が終わったときの建築確認とかそういうときに、こういう消防法の大きなものですよね、この防火扉とかという、そういうチェックというのはないんですか、ちょっと、こういう大規模改修が終わった時点。普通の建設工事でもいいですけども、建設完了したというときの建築確認とか、何かいろいろありますよね。ここにはこういう、何とか小学校には、大きな建物についてですから、消防署が立ち会って最後の検査とかというのをやるということはなかったんですか。この監査委員が、大規模改修が完了した小学校を見に行ったら、ひずみが生じていて密閉しなくなったということなのか。この閉まらなくなったという事実をどこでいつ確認したんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） これにつきましては、定期検査ということで消防関係の毎年ございます。その時点での発覚がございました。ですので、大規模改修が終わって最終的にその消防が確認ということでございませぬので、定期的な消防の立ち会いのもとに検査を毎年しまして、それについての指摘事項ということでの対応になりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） そうすると、町としては、大規模改修が完了して、その定期的な消防署の検査を受けるまでは何もしなかったんですか。実際に閉めてみるという、万が一の場合に、火事だ、煙が出てきた、では、防火扉を閉めようという、その大規模改修が終わった時点で町としての確認というのはなかったんですか。この今申し上げた、ひずみが生じて密閉しなくなったというのは、ですから、いつわかったんですか。くどいようですけども。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 大規模改修につきましては完了検査をして、最終的には終わります。その翌年度以降、定期検査、消防関係がございますが、その時点で発覚したということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） もうその点はいいです。

では、2)の船迫生涯学習センターについては、監査委員の方からもちょっと今ありましたけれども、私もたまに利用すると、この書いてあったように、階段のタイルとかが傷んでいるとかというのは見ました。

それで、例えばほかの防災拠点についても、担当課としてはどういう点が不備があるというのはもちろんつかんでいるし、どういう優先順位というんですか、対応しなくちゃいけないと考えているというか、二、三、例を挙げていただきたいと思えますけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 船岡生涯学習センターは雨漏りがして、エレベーター関係のところ、ピットのほうに水が浸入するということもありますので、その辺は早急に対応したいというふうに原課では思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） では、この3)についての答弁、町長答弁だと、国からの指摘で総合管理計画などを策定しなくてはいけない。いや、一方では、町民とか議員も、新しい体育館をつくるのは古い体育館をなくすようなそういう覚悟も必要でしょうというふうな答弁がございましたけれども、まず、この国の指摘で総合管理計画というのは、法律で策定が義務づけられたと認識してよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） この計画、策定要請につきましては、平成26年の4月に国のほう、総務省のほうから策定要請があります。それで、平成28年でしたか、年度までその策定をなさいたような状況になっております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） それは何か国からもう、こういう様式でというふうに決められてきているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 大きくは、公共施設の更新、それから統廃合、長寿命化等が、その3点を盛り込んだ計画にしなければということで策定しなければという要請でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） この中には、例えば今言った統廃合もありますが、古い建物を長寿命化ですか、生かすというそういう区分の仕方というのがあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 今回、一応計画策定、これからなわけなんですけれども、今年度は固定資産税の台帳なんかも整備したいというふうに考えておまして、一番この大きく3点、計画に盛り込みなさいという内容があるのですが、町とすれば、やっぱり建てかえコストの抑制のための長寿命化、それを図っていききたい、その内容を計画にも盛り込んでいききたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） それでは、大きな3問目の①犬のふんのことですが、町としても、犬に対しての予防注射のとき中につけているとか、移動カメラというのですか、あと環境監視員のような方と言うのですが、そういったことをさらに強化するんでしょうけれども、効果のあるものということでは、もっと何かほかに方法はないんですか。特にこのせっかくの桜シーズン前です、きれいな土手とか船岡城址公園を、我々町民もほかから来た人にも見てもらうとか見たいと思いますので、先ほど答弁があったほかにももっと何かやることというのはないんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 町長のほうで答弁いたしました監視カメラが、やはり有効だと思います。やはり犬はひとりでは散歩しないわけです。必ず飼い主がおります。それで、飼い主がふんを放置するというようなことについては、誰も見ていないからとかというような多分意味合いだと思うんです。やはり遠方であろうともカメラで捕らえているということを周知すると、カメラも作動していると、それが一番だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今のは、つまりこの桜のシーズンとかの前からそれなりにやるというか、一年中やっているとかでもいいんでしょうけれども、特に例えばそういう桜のシーズンの前に強化してやるというふうに受けとめていいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 私のほうで保有しているカメラです、ことしも予算づけしていただきまして合計2台です。そのほかに県のほうから2台借用しまして、4台稼働が可能であるというようなことです。そして、もし桜まつりに備えて重点地区として捕らえるのであれば、桜の開花時期前に継続的に設置も可能だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） ②の質問に対しての答弁というんですか、柴田町も地方創生計画で例えばフットパスとかから特産品とか、いろいろ挙げていただきましたけれども、聞いたところでは、うちのほうから要望して、10月ぐらいまでに2回ぐらい議員全員協議会を開いて説明してもらおうというような段取りになったというふうにお聞きしましたけれども、お聞きしたいのは、今回の場合、国というのは、各地方自治体にそういう計画をつくらせて、実効率を上げるというんでしょうか、実効性のあるものにしろというふうな。先ほどお聞きした内容だと、申しわけないですけども、私は、今までやっていることプラスそれにちょっと色を足したという言い方は申しわけないですけども、これで、言うならば、人口がふえるとは言いません、どうにか人口が減ることのスピードを落としたいとかというそういう目的を達成できるとお考えでしょうか、担当課として。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 人口をやはりできるだけスピードをおくらせたい。そのいちずの中で計画を策定させていただきました。当然この基本計画のときの人口推計の中でもご説明しましたように、何もしなければ、柴田町は人口が減り続けるということです。そこで、何らかの手だてを打ちたいと、そして、スピード化を抑えたいと、そういうような意図的な政策を、今回地方創生の先行型を使って、まず目指しの部分できっかけづくりを平成27年度行っていきたいということで提案を申し上げておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 先ほどの②に対しての答弁では、私を書いた、役場やほかの場所にある住居表示板が古いのに気づいたということには何も答えていないということだったんですが、くどく言うようですが、郵便局のところには新しくなったんです。私がくどく言ったからというのではないけれども。

ただし、役場職員の方も、例えば1階のフロントから雀すしのほうに行くように駐車場前を出て、すぐ歩道を左に曲がってみてください。すぐにもう歩道のところに住居表示街路図というんですか、正式名称はわかりません。正直言って色がすすけています。そして、地元という

ことがあります。新栄通線なんか書いてありません。あれは昭和59年に、ああいう住居表示変更したというときのまものが上がっているんです。私は自然が担当ですから、端から桜のこう見て、この役場のほうに来て、最初は家中図というのを見つけたらしいんです。角に明治維新のころの船岡の柴田家の家来だった人たちの家のことを書いてある。ああ、こういうのはいいなと思って来たらしいんです。たまたまこう見たら、その黒いあれを見つけたので、せっかくテレビで柴田町だ柴田町だとPRしているのに、役場のお膝元のこういうのが古いというのは、言い方はちょっと悪いけれども、感覚が行き届いていないんじゃないかという言い方だったんです。もう一度、済みません。これをどうするかをお聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えします。

ご指摘の住居表示街区案内図という表示のものだと思います。舟山議員からは以前からちょっとご指摘があって、ここ数年来、表示板を新しいものにかえているんですけれども、多分総数で34カ所ぐらい町内に出てくるかと思えます。今現在少々状態が悪いというのを五、六カ所ぐらい今見つけているんですけれども、これについては順次改善していこうというふうに考えています。ただ、この住居表示板、今新しいものにかえて、例えば郵便局とか柴田消防署前、「はなみちゃん」のマークなんかが入って非常に明るくて見やすくなっていいという好評を得ているんですけれども、実はこれは今の新栄通とか新しい道路を入れようとする、今使っているものが使えないものになってしまうんです。今は、今あるものをきれいに色上げをして、大まかな対象物を表記してわかりやすくして、街区の番号が変わるのでないのでも使える状態なので利用していますけれども、これは全部の住居表示板の表示の仕方についても考えていく必要があるということでは、担当課としては認識をしているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今あるものをうまくちょっと直すというようなことです。もしもそういう、リフォームじゃない、何ですか、予算的にはどのくらいなんですか。それともまるっきり新栄通線なんかを入れて新しくして、郵便局のは「はなみちゃん」のが入っていましたけれども、あれをすることで予算的にどういうものなんですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） まだ積算状況に上げているところでないので、ちょっと具体的に申し上げられないんですけれども、今までの板のその絵を利用しながら上げてきたんですけれども、実は、見ていただくと縦型があったり横型があったり、北が上を向いていたり北が下を

向いたり、その場所に立って一番見やすい方向に当時はつくったんです。有効なところはあるんですけども、やはり私はどちらかという横のほうが見やすいんですけども、縦型って見にくいのがあったりするんで、それらも含めて、そうすると地図の方向も全部変わって、1枚の地図で町内全域を入れるというわけにはいかないです。具体的にその地域を特定して、できるだけ大きな絵になるように分割をするということになりますので、今ある34基がいいのか、または40基にふやして小分けにしたほうがいいのか。それによってもお金もちょっと変わってきますので、その辺はちょっと具体的に今後は詰めていかなくてはならないというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） この質問については、余りくどくなるので最後にしますけれども、あれはそういう住居表示が変更になったときにああいうふうに設置するもので、例えば新栄通線みたいな大きなものが出たときにするのではないと。ですから、今、古いのが置いているのは昭和59年と書いてあったような、そういう住居表示の変更ですか。どうなんですかね、住居表示街区案内図が、正式名称はちょっと申しわけないですけども、どういうものなんですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えします。

住居表示については、住居表示が変わったときにお知らせをするということになりますので、たまたま新栄通線が入っていないとかというのがありますが、住居表示でいう街区番号、中央二丁目3番45号、これは3番街区の45番地となるんですけども、番号が変わるところでないで、今これを使って新しくしているんです。ただ、そこに行ったときに、例えば新栄通線が入っていたらいいのが、多分地元の方は新栄通線でわかると思うんですけども、これは結果的には、郵便の配達とかをするときに、その住居表示のあるところで番号を追って建物を追いかけていったときに、間違いなく迅速に正確に届けるということが一番の目的なので、その新栄通線という名前を入れるのも、これは私たち町民としてはいいんですけども、郵便局で配達をするとか、それから町外から訪れた人がそこに立ったときにわかるものが一番有効なわけですね。

そんなことで、その道路の名称がいいのか、建物の、例えば役場があって郵便局の関係がわかると、この間が町外から来てもわかるというのであれば、そういう表示のほうが私はいいのではないかとこの間考えていますので、それらも含めて、これは簡単に今あるものを変えて、ただ道路名を入れればいいのかということではないです。だから、今あるもので、今住んでい

らっしゃるところの住居表示、街区の番号が変わるということでもありません。これは住居表示したときにつくるので、当時の住居表示した年号でもって今表記しているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） ③の質問について、人の流れが変わったとかという答弁がありました。

あと、売上げが19%、これは物産交流館のことかも知りませんが、私がちょっと人に聞いたのは、この前の産業建設常任委員会への報告では、スロープカーの利用収入が87万円ぐらい減ったという数字があったんです。つまりそれだけ利用者が減ったと理解すれば、せっかく上に新しい休憩所をつくったのに、上に上がる人が減ったというふうに理解できませんか。そのスロープカーの収入が減ったということは利用者が減った、ということは上に上がる人が減った、ということは、せっかく新しい休憩所だのをつくったのに山頂まで上がる数が減ったという、そういうことにはならないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） スロープカーが減ったというのは、今回、先ほど答弁の中であつたと思うんですけども、天気が恵まれなかったと、開花期間中です。その関係もありまして、さくらの里前の駐車場にとめて、そこから雨とかなんかに遭ったので、上のほうに上がるんじゃなくて、展望デッキもしくはしばた千桜橋のほうに歩いて行ったという方が多かったということで、スロープカーが今回は減ったのかと。

ただ、全体的な人数につきましては、さくらの里の売上げが、先ほど答弁しましたとおり19%前年に比較すると伸びたということで、駐車台数等も含めまして入り込み客数はふえているということでお答えさせていただきます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） スロープカーとか物産交流館でもそうだし、あと、下の、まつり中、有料駐車場にします。あのときは、町の物産観光協会に委託という形で、そうすると、物産観光協会が委託を受けていて全体としてはどうだったんですか。スロープカーはマイナス、物産交流館とか有料駐車場のほうはプラスと、そういう経過だったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今舟山議員がおっしゃるとおり、今回スロープカーだけが売上げが減っただけで、物産交流館の売上げ、あと駐車料金も全て昨年を上回った金額になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 確認なんですけど、ことしは早く咲きながら、途中の平日とか天気が悪いときがあって、4月12日の日曜日は天気が盛り返したというのがありますけれども、本当にお聞きしたいのは、上に上がる人が減ったと理解していいんですか。ちょっともう一度、山頂までです。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど言ったように、全体で考えていただきたいのは、大河原町では2割3割減っています、2万3,000人。柴田町はトータルで3,000人増ということでございます。上に上がるのは、実はスロープカーだけではないんです。歩いて登る人がおります。もう一つは、最近の傾向で片道しか買わないということが売上げの減になっているということをご理解いただきたい。それだけ、歩いて帰る。花の景観が整備されてきましたので、レンギョウも咲いておりましたので、あとコミュニティガーデン。ですから、前は往復を買っていたのですが、最近は観光バスも時間を余計とっていただいておりますので、帰りは帰ってくる方がいらっしやると、そういうことでスロープカーの売上げが減ったということでございますし、もう一度やはりしばた千桜橋のテレビコマーシャルが大きくて、観光バスの方々も最初にしばた千桜橋に向かった方々が多かったということでございます。ですから、大河原町でも2万3,000人減って、うちのほうは3,000人プラス、雨の降った中です。しばた千桜橋効果があって、そちらのほうに動いたという事実。それから、山頂は確かに減ったのですが、全体では売上げが伸びていると。帰るのは観光客の方々も時間を、前は45分ぐらいで行ったのですが、今は1時間以上とってきて時間に余裕がありますので、歩いて帰ってくるという方が多かったです。なぜそういうことが言えるかという、町長が案内をしていたからでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） この桜まつりのことは、ほかの議員も何かもっと質問しているようなので、私は細かく質問しませんが、しばた千桜橋の効果もあって柴田町はプラス3,000人だと、大河原町は減ったというようなことを言っていますが、私はちょっと細かい数字は記憶しません。（仮称）さくら連絡橋について議員全員協議会等で説明があったときに、どういう経済効果があるというような計算。例えば入り込み数がどうか、町内の店の売上げとかというのはなかったですけども、私の記憶では、まず1年とは限らないのでしょうけれども、3,000人じゃなくて3万人とか5万人ふやしたいという数字が出ていた。5年か10年かわかりません。ことしは天気が悪かったこともあって人が減ったのだけれども、新しい橋の効果もあってプラス3,000人、大河原町が減っているのには言っておりますが、あのときの根拠って、今その数

字を持っていませんけれども、JR船岡駅でおりてどうなる、逆に大河原駅でおりてどうなるとかというのが、たしか数字を当時の商工観光課長が出して説明したように私は記憶していて、ことしこのプラス3,000人というのは、この前の産業建設常任委員会の所管事務調査で、私は委員長になって初めて数字を見たときに思った感想がそうです、1桁違うんじゃないかと。まだことしなっただけですよ、橋ができたばかりだから。そして、これから1年間、花のまち柴田ということでいろんな花を見てもらうとか、来年、橋もグランドオープンすれば、もっと客がふえるとか外国人もふえるとかという、そういう効果は望めるのはわかりますけれども、たしか私が記憶するところでは、入り込み数を1桁違うプラスと考えているような気がしたんですけれども、これはどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 私も議会に恐る恐る売り上げを出しました。あのときは、覚えていらっしゃる方、新人の方はいらっしゃると思うのですが、毎年4%の伸びで恐る恐る出した記憶がございます。今は、雨が降っても119%、今回5月は135%伸びてございます。毎年1,000万円ずつ売り上げが伸びております。また、年間の観光客については、30万人と言った記憶がございます。私の頭には、年間30万人ということをやりました。ですから、24万1,000人です。そのほかにも柴田町は5月以降もお客様が訪れておりますので、恐らく年間30万人、議会にお約束した数字は超えられるのではないかとこのように思っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） それでは、ことし、町内のお店なんかが、大きくオレンジののぼりというんですか、何ていったらいいんですか、のぼりじゃない、何とかのお店とかというふうに店の名前なんかを書いてありました。あれは結局商工会でやったかどうかちょっとわかりませんが、あれをやった効果、例えば土手でも船岡城址公園でもいいですが、町内を歩いた方が、あれを見て、ああ、こういうお店なのかと行って売り上げにつながったとか、その辺、商工観光課長はつかんでいるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） のれんだと思うんですけれども、今回、商工会の商業部会のほうが中心になりまして、今回の桜まつりに合わせてのれんをかけてみませんかというようなことで各お店に確認しまして、お金を出していただいて、商工会のほうでも幾らか補助をするというような形の事業です。その件については具体的な数字を確認しておりませんが、ただ、先ほど町長の答弁にありましてとおり、おもてなし協力店等あるいは飲食店に参加した

お店、そういったものの売り上げについてはきちっと把握しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 最後に、さくらマラソンのことで、先ほどまでも同僚議員からの質問とかがありましたけれども、参加者についてアンケートをとって、どういう要望とか苦情があったというのはわかるのですが、こういうふうに初めてハーフマラソンだと普通の道路のところを使ってやるようになったということで、周辺の住民とかからの苦情というようなものが町には入ってきているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 皆さん協力的で、あと、事前に実行委員会の皆さんが各戸を訪問すると、そういうような地道な活動をしたおかげで苦情は来ておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） そういう意味では、実行委員会にも入っている平間奈緒美議員の質問の中に、町内の交通渋滞など多くの問題はありますがというふうに、そして、今後どう継続していくかが課題となりますというふうに書いてあるんですけれども、町としては、そういう苦情がなかったというようなことですが、どういふ認識でいますか、実際に。例えば主催者は実行委員会かもわかりませんが、あの日、私も来賓という形で行きましたけれども、結構役場職員の方なんかもいたりしましたけれども、そういう始まる前もです、こういう交通渋滞なんていうのは。まず参加者とかがああ会場に行くまでに結局車が渋滞したために地元の人としては迷惑を受けたとか、終わった後もですけれども、何かそういったことというのは、町としては認識、どうなんですか。実行委員の方がこういうふうに書いていますから、どうでしょう。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） まず、我々のほうというか町と実行委員会においては、まず競技開始時間まで、とにかくスムーズに選手誘導を優先に考えさせていただきました。その中で、当然その期間の中で選手の方が会場まで来れないと、こういうような対策のほうをまず第一義的に解決策を見出してきたということです。

地元の方たちについては、この時間からこの時間までは当然協力を要請するような形、そして、営業をやっている方については例外的にこの時間だけはあけますと。こういうように、その地域の方に説明、協力しながらやってきておりますので、渋滞というものについての認識はまず持っていないということです。

ただ、ここで言う交通渋滞というのは、警察の言う交通渋滞というのは、実は4月12日にまず4号バイパスがあれだけ渋滞したというようなところですよ。それに伴って、やっぱり桜の季節でありますから、当然桜まつりの駐車場に行くまでの間にもかなり渋滞が発生しているという12日の現状を18日に置きかえた場合というようなことで、警察からは説明がありました。今回は、あくまでも全てがずれたというか、1週間前に、まずピークというか桜についてはある程度観光客の方たちが集中して来ていただいたものですから、今回は、それほどまず4号線バイパス等についても渋滞はなかったということで認識をしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今、4月12日の旧4号線とかの話が出たと思うんですけども、ちょうど私の社員もその館山の近く、旧4号線沿いに住んでいて、もう日曜日は自分の車は出せないと、自分の目の前がもう渋滞して車は出せない。その日はどこにも出かけないで諦めているというようなことだったのですが、町からすれば、そういうところも地元の人に協力してもらっている、理解してもらっている、何も不満はないというふうに理解しているのでしょうか。緊急のときは、救急車とか消防車とかは通れるようにはなるんでしょうけれども、住民の方は、もう俺の家の目の前、1メートルも車を動かさないという、本当から言うと不満です、桜まつりに関してですけども。それで、私は、このさくらマラソンでも住民の方が少々のお我慢で協力してもらっているというふうに理解はしたいのですが、やっぱり何でもうまくいった、よかった、参加者はいいけれども町民に不満が残るようでは私はいけないと思うので、やっぱりその点はよく認識してもらいたいというのと、同僚議員の方も実行委員会でいろいろやっていたようなので、それには敬意を表しますが、やっぱり実行委員会と町議会議員というのは、立場が本来別でしょう。これは何も質問ではないです。申しわけないけれども。

それで、最後にお聞きしたいのは、この交通渋滞などが来年起きないように責任を持ってやるというのは、まずはまちづくり政策課になるんですか。さっきスポーツ振興課とか担当がどうかと実行委員会のほうで迷っているみたいなことが質問があったようなんですが、最後にはどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 多分小さな不満はあったというふうに思いますが、槻木のあそこを走った周辺の方々は、柴田町のまちづくりに大いに協力していたととるべきではないかというふうに思っております。

また、槻木地区からも大いに来年もお願いしますという要望が来ているので、不満はありま

すが、それを超えてマラソンが槻木のまちを走ったと、そちらの喜びのほうが多かったと解釈すべきではないかというふうに思っております。

先ほど平間奈緒美議員におっしゃったように、やはりやるのは実行委員会ということになります。町は、先ほど答えましたように、これはまちづくりにおいても大変有効なイベントでございますので、側面支援を従来に増して行うということでございます。

ただ、町は率先して主催者にはなれないということを実行委員会の方に申し入れしまして、自分たちがやるということであれば、従前に増した側面支援をやるという方向でいるところでございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。最後。はい。

○14番（舟山 彰君） 最後の最後にお聞きしたいんですけども、その町が協力という意味では、先ほどトイレがどうかとありましたけれども、トイレの流出量とかですか、あと何だろう、考えられるのは、シャトルバスを出したかどうかという。何か町民の誰かが言っていたのは、町がバスを出したんじゃないかと言うんですけども、申しわけないですけども、最後に、町がどういう形で協力したかというのだけちょっと確認したいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長ですか、はい。

○町長（滝口 茂君） ちょっとお願いがあるのですが、やはり一般質問なので、まずは事実を確認してから質問していただけるとありがたいというふうに思っております。

町が出したかどうか確認すれば済むことでございますので、今回の質問を全般的に見てみますと、やはり自分の足で確認して、そして質問していただかないと、我々も対応に困ることがございますので、ぜひともまずは確認した上で質問していただけるとありがたいというふうに思っております。

あくまでも今回は実行委員会からの要請を受けまして、協力できることは協力したということでございますので、これからもやっぱり町民が主役のマラソンにしたいというふうに思っておりますので、その点も関係者で十分理解できていないボランティアの方もないとは言えなかったものですから、その方にも今回の議会でのやりとりを議員からもぜひともお伝えいただければ、誤解が生じないで済むのではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問ですか。再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 済みませんが、議員としては、来年こういう町が具体的にどのくらい予算というのをを使うかというそれは知っておきたいと思っておりますので、ことし具体的に町が協力し

たというその金銭的な部分がどういうことかというのは、何もここで聞いてもいいと思いますので、最後に担当課に答弁願いたいのですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 改めてご説明申し上げたいと思います。今回、実行委員会と町が共催するに当たって、まず取り決めに交わさせていただきました。その中において5つの項目が、まずありました。

1つには会場の提供です。これについては、船迫公民館の開始前、3日間から専用して借りたい。それから、あとシルバー人材センターの協力要請。体育館予定地のトッコン跡地を駐車場として借りたい。球場の駐車場を借りたい。地域福祉センターの空き地を駐車場として借りたい。このような会場の提供を、共催の中で町として担ってくださいというのが一つありました。

あと、物品の貸し出しです。やはりテントとか広報車、給水車、こういうようなものについての貸し出しをお願いしたいということです。運営の人手です。これについては、大会の町の窓口を設置してくださいということです。それから、競技運営のための専門的な助言をしていただきたいということです。それから、あと後方車、先導車、その運転手とアナウンサーを協力してくださいと、こういうようなところです。

あと、広報には、当然町の広報紙、あと公共施設にポスター、チラシ、これの掲示をお願いしたいと。

その他として、河川敷のコースの改修です。

それから、助成金です。助成金については、当初予算で計上させていただきました。200万円を助成金として補助金として計上させていただきました。今回、6月の補正で160万円ほど改めて増額補正をさせていただいております。

このような形で町と実行委員会、共催に当たって役割を決めながら一緒に進めてきたというようなところです。

それで、実際的には、その200万円は町の一般財源、そして、今回補正をいたします160万円は、t o t o・宝くじ、これの助成を受けて、マラソン実行委員会に支援をしていくというようなところの共催を事業として行ってきたというところです。

○議長（加藤克明君） いいですか。

これにて14番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

次に、5番齋藤義勝君、質問席において質問してください。

〔5番 齋藤義勝君 登壇〕

○5番（齋藤義勝君） 5番齋藤義勝です。大綱1問質問します。

**第6期介護保険事業計画について。**

内閣府が出した平成26年版高齢社会白書（概要版）によると、平成27年度の我が国の65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,395万人で、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率も過去最高の26.8%と予想されています。また、その高齢者の家族構成となると、単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加しており、いざというときの見守りや介護の支援体制が十分でないことから、高齢者はもちろんのこと、若い世代においても老後に不安を抱えているのが実情です。団塊の世代が75歳以上となる平成37年度には3,657万人、高齢化率が30.3%に達すると推計されています。3人に1人が高齢者という本格的な超高齢化社会に立ち向かっていかなければなりません。

さらに、出生数の減少が生産年齢人口に影響を及ぼし、昭和25年度には、高齢者1人に対し12.1人の現役世代がいたのに、今年度は、高齢者1人に対し現役世代2.3人、そして、平成37年度には1.9人で支えることになり、その対応が喫緊の課題となっています。

これらを見据えて平成12年度にスタートした介護保険制度は、創設から14年が経過しており、この間に介護サービスの利用者や利用量が拡大するなど、着実に浸透してきました。一方で、拡大し続ける利用に対して、予防給付による改善効果や介護給付費の適正化、サービス提供者の人材の確保やその質の向上などのさまざまな問題に対応するため、平成23年度には地域包括ケアシステムの構築など、今まで数々の改革がなされてきました。そして、平成27年4月から第6期介護保険事業計画がスタートしています。

そこで、これに関連して質問します。

1) 特別養護老人ホームの新規入居者条件を要介護3以上とすることになりましたが、どう考えますか。

2) 介護保険制度改正により介護報酬の引き下げと介護人件費の増加で、サービス低下が懸念されますが、どう捉えますか。

3) 第6期介護保険事業計画の中で、サービスつき高齢者向け住宅の普及を推進するとありますが、その内容は。

4) 予防給付費（要支援1・2）の中の訪問介護・通所介護は、平成29年度末に地域支援事業に移行するとありますが、どのように進めていきますか。

5) 介護予防サービスの過半が地域支援事業に移っていく過程で、これからは町主体の事業になり、前途多難が予想されますが、どう捉えていますか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員、第6期介護保険事業でございます。5点ございました。

1点目、現在、特別養護老人ホームの入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護状態の方が多数いらっしゃいます。そのような方が優先的に入所し、安定した生活を送れることができるよう、原則として要介護3以上の方が入所できるよう制度改正されたものと捉えております。

2点目、介護報酬改定は3年ごとに改定されています。平成12年の創設以来、報酬改定は5回行われ、今回の報酬改定においては、全体として2.27%の引き下げが行われました。一方で、認知症高齢者や介護の必要性が高い中重度者への対策強化等に向けた加算や処遇改善加算の充実がなされています。改正は本年4月であることから、現在、影響によるデータは公表されておりませんが、事業所の収益が下がることから、今後、サービスへの影響を含めて、事業運営の動向を見きわめながら、必要に応じ実情を県に伝えていきたいと考えております。

3点目、当住宅は、平成23年度に創設された高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいです。段差のない床、手すりの設置が整備され、スタッフにより安否確認と生活相談が必須のサービスとなっています。全国において普及してきている状況であり、今後、本町の高齢者が住みなれた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続けられる住まいとして選択することも想定される観点から、推進していくものであります。

4点目と5点目は関連がありますので、まとめてご答弁いたします。

まず、訪問介護サービスと通所介護サービスにつきましては、法改正により、保険給付費から新しい介護予防・日常生活支援事業に移行することになりました。本町の実施時期は平成29年度としており、2年間かけて構築していきます。具体的な進め方につきましてはこれからの作業となりますが、地域のニーズや社会資源の把握を行い、地域包括支援センターや地域包括ネットワーク連絡会、民生委員等のご意見やご要望等を聞きながら、サービスの種類やサービス提供の単価、サービス提供団体の研修等を行ってまいります。

介護保険制度施行後の大きな制度改正であります。移行した自治体の動向や近隣自治体との情報交換等も行いながら、利用者の暮らしにかかわるものという観点に立ち、慎重に進めてい

かなければならないと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） ただいまご回答をいただきまして、まず最初に、この介護保険の認定基準についてお伺いしたいんですけれども、今回認定基準が要介護3になったということで、今まで4月以前ですと、たしか要介護1、2の人から入居資格があったと思うんですけれども、この要介護3といいますとどういう状態かといいますと、日常生活の動作及び集団的に日常生活動作の両方の観点から見て著しく低下し全面的な介護が必要となる状態、そういう方を指すわけでございますけれども、今回の条件が変わったということで、この介護認定基準の見直しとかということとはなかったんですか。それをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 改正に伴いまして基準3並びにその基準、要支援要介護の基準の見直しというものは行われませんでした。従前のおりということになります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） これは特別養護老人ホーム、この入居申し込みというのは、以前は要介護1から受け付けていたんですけれども、今度は原則要介護3以上というふうになったようなんですけれども、この前いただいた資料ですと、何か原則として要介護3以上となっているが、特別な事情があれば要介護2以下でも可能とうたわれておりますが、これはどういった場合なのか、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 特別な場合ということでございますけれども、家族等の虐待によりまして安全な身の確保が必要な場合ですとか、あとは認知症の高齢に伴いまして常時介護や見守りが必要な場合などとなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今度は、特別養護老人ホームの入居待機者についてちょっとお伺いしたいんですけれども、例えば第二常盤園の場合です。今までですと当然要介護1、2の人でも申し込んでいたわけですから、これは平成24年のデータだと思うんですけれども、たしか300人ぐらいいたと聞いております。今回のこの改正によって要介護1、2の人が基本的に除外になるわけですから、待機者が私は減少しているのではないかとthinkするんですけれども、この辺は一応どうなっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 町内にある特別養護老人ホームのほうに、4月1日から改正になりましたので照会をしたところでありました。国の制度上は要介護3以上が入居基準となったわけでありまして、実際は要介護の1、2の方からも申し込みは来ているというふうになっております。それで、その際に制度が変わったんですということは申し込みした方にはお知らせしているということで、下の方も受け付けているという現状になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうすると、今の答弁ですと、入居申し込みは、要介護1、2でも一応できるというふうに捉えてよろしいわけですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） はい、そうでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 続きまして、現在、常盤園と第二常盤園、ここには、住所地特例対象といえますか、町外から柴田町の第二常盤園とか常盤園に入っている人が結構いると思うんですけども、平成24年度末に聞いた段階では、この住所地特例、要するに介護保険をその出身地のところで負担するというような制度だと思われるんですけども、常盤園と第二常盤園合わせますと147人中当時55人ぐらいいたと記憶しているんですけども、これも一応これを推察すると、平成26年度末にはある程度減少しているのではないかと思うんですけども、実際何人ぐらいその住所地特例対象者はいたんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 平成26年度末で常盤園のほうに入っております他町村からの方は、46名となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） あと、今度ちょっと参考までにお聞きしたいのですけれども、この住所地特例対象を今度逆の観点から考えまして、柴田町に住んでいて町外施設に入って住所地特例を受けている方、これもデータはあると思うんですけども、つまり柴田町の介護保険負担になっている方です。これはどのくらいいるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 平成27年3月31日現在でほかの町村から入っている方は63名となっております。

- 議長（加藤克明君） 違うな、これ。待って。ちょっと福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 失礼いたしました。ほかの町村に行っている方は63名となっております。失礼しました。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） そうすると、この63人、平成27年3月ですけれども、これは年々増加傾向なんですか。それ横ばいか、減少か、ちょっとお伺いします。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 増加しております。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） それでは、今度、介護保険制度改正で介護報酬引き下げと介護人件費増によるサービスの低下懸念ということでちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほども町長から答弁いただきましたが。私が懸念しているのは、介護報酬引き下げ、これは全業者ではないんでしょうけれども、単純に考えますと、これと関連して今度介護人件費増です。これは、月額何か1万2,000円でしたかアップというような指示が出ていると。これによって、柴田町にはこの介護事業者というのは40社近くあると思うのですけれども、現状において、報酬引き下げなどにより、極端な話、廃業とか企業規模縮小、またはそれに関連して介護事業者数の減少、そして、また、新規にやりたいという者を俗に言う新規抑制というのが考えられると思うんですけれども、柴田町では、現在のところこういった動きはこの4月以降出ているのかどうか、お尋ねいたします。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 4月以降事業所を閉鎖したという事業所はございません。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） 今度は、人件費の件なんですけれども、制度改正で一応月額1万2,000円アップという指示が出ておりますが、これはどの程度柴田町は浸透しているのかちょっと知りたいんですが。たとえこれ単純に考えますと、指令で月額1万2,000円アップと言っても、その分を、報酬も事業者としては引き下げられているし、極端な話、その分をボーナスカットとかそういうことをしてしまえば、もとのもくあみというか、介護に従事する方の、これからどんどんふえていかなければならないのに、従事者の増加にはつながらないのではないかと考えるんですけれども、この辺を町としてはその業者に対して行政指導といいますか、そういったものはしていく考えはあるんでしょうか、人件費をできるだけ上げて増加したいということ

で。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 今回1万2,000円程度ということで人件費の加算ということがありました。それで、月給のほうにそれを乗せるものか、ボーナスのほうに乗せるものかは各事業者さんの判断ということになっているわけではございますけれども、確かに全体総額が減ったということで今後事業運営に懸念がないかといえ、あることも想定されるものと考えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） それでは、この前いただいた第5次柴田町総合計画の実施計画書の中で、今回の第6期介護保険事業計画の中で、介護保険料が柴田町の場合、4,400円から、これは基準ですけれども標準で4,900円にアップすると。その要因の1つに、地域密着型老人福祉施設（特養26人収容）を、平成29年度までに7,600万円の補助を国から受けて新規開設されるということがこの第5次実施計画書に出ているんですけれども、これは43ページかな。43ページだね。これの中身についてちょっとご説明をお願いしたいです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 議員が話されましたように、介護老人福祉施設地域密着型ということで計画のほうに入れております。平成29年度開設ということで事業を進めていきたいと考えております。

ただいまお話のありました7,600万円でございますけれども、そちらは町のほうで出すということではなくて、国のほうの事業になっておりますので、国のほうから歳入を受けて、あと事業所のほうにということの、町はその中間役というような形になったものでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ

○5番（斎藤義勝君） 課長、ちょっとその施設の中身について、もうちょっと具体的にご説明願えないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 地域密着型の特別養護老人ホームでございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○5番（斎藤義勝君） ありがとうございます。

あと、今度は介護保険料についてですけれども、資料を見てみますと、介護保険においては低所得者の保険料軽減を拡大するとうたっておりますけれども、改正された保険料、柴田町の分を見てみますと、第1段階の人です、今までは2万6,400円だったんです。それが、今度第

1段階と第2段階の人を統合して第1段階に設定するようになったわけです。それを介護保険料の金額を見ますと、今までは年額2万6,400円。統合された第1段階では2万9,400円。ということは、年間3,000円の負担増に一応なっているわけです。これらの方は、この要件を見てみますと、やっぱり生活的にみんな大変な方々でございますから、軽減とうたっているにはちょっと理解しにくい改正だと思うんですけども、これについてどうお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） こちらは、2月の議員全員協議会の際にもご説明させていただきましたけれども、増員の理由もございました。国の報酬改定等ですとか、あとは1号被保険者の負担割合ですとか、もろもろのもの。先ほどお話のありました施設整備の件もありまして、金額的にふえたということになっているわけでございます。そのように捉えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 続きまして、今回の第6期介護保険事業計画の中で、私は以前も質問したのですが、サービスつき高齢者向け住宅の普及を推進すると一応うたっております。そして、ただいま町長からも回答をいただいたのですが、サービスつき高齢者住宅をサ高住と表現してよろしいですか、はい。

このサ高住は、一応おとしの8月以前のデータなんですけれども、たしか12万戸ぐらい当時あったわけございまして、この以降、安倍政権に変わって、100万戸目標を掲げておりました。そして、さらに特別養護老人ホームの一応入居条件が要介護3に変わったということとで需要が高まっていると、私は思うんです。それで、直近のデータで結構でございますから、2013年8月、この当時よりもこのサ高住のあれはふえているのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 全国のデータを見たところ、右肩上がりでふえております。平成27年4月現在で、全国における棟数は5,505棟となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） それ、5,505棟というのは、いつのデータ。

○議長（加藤克明君） では、再度、福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 平成27年4月現在でございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。どうぞ。

- 5番（斎藤義勝君） 当初、これは柴田町ではなかなか普及していなかったのですが、このサ高住が一応なかなかこういう地方では浸透しない原因の1つに、住所地特例がこのサ高住の場合は受けられなかったわけでございますけれども、今回の制度改正によりまして、サ高住にもこの住所地特例というのは受けられるようになりましたよね。それをちょっと確認したいんですけれども。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） サ高住も適用となるものとなりました。ただ、サ高住の形態なんですけれども、安否確認と生活相談というのが必須となっております。この2つだけだと、アパート経営という形と同じ介護保険サービスとは連携はとっていないものということですので、その2つのセットのサ高住については、住所地特例の適用外となるものであります。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） それでは、今言ったように安否確認と生活相談サービスだけのサ高住以外はこの住所地特例を受けられるということは、イコールこれは、私がさっきも言いましたように入居条件が要介護3に変わってサ高住のほうへ流れが行くのではないかと思うんですけれども、町としてはどのようにお考えでございましょうか。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） そういう考え方もあると感じております。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） それで、これにまた関連してでございますが、この住所地特例をサ高住が受けられるようになったということで建設の問い合わせとか、前回お聞きしたときもまだないんですとありますけれども、それから直近までではいかがでございましたでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 現在、問い合わせはありません。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） 何か安否確認と生活相談サービス以外のサ高住はどんどん住所地特例を受けられるようになったということで、あと、先ほども言いましたように、特別養護老人ホームの入居条件が要介護3、そして、さらにこのサ高住には工事費のたしか10分の1以内ですか、100万円程度らしいですけれども、こういう補助もありまして、これらと関連して、パンフレットをつくってくれとかというわけではないですけれども、町内に対して周知といいますか、そういったものは考えていないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 事業者のほうで本町にサ高住のほうを設置したいという場合は、本町のほうの需用などを把握して来るものだと思います。私どものほうに事業所のほうで来られましたら、町の高齢者の状況ですとか現状などをお伝えしてご協力はしてまいりたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 課長、来られたらじゃなく、こっちから動くということは考えてないですか、それをちょっとお願いします。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 施設サービスはもろもろございます。サ高住も大事な一つの施策だと思いますが、あらゆるものがございます。そういったことで、全てのものに関して町のほうから広報等で募集をかけていくというようなことは、今現在は考えておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） はい、わかりました。

それでは、介護保険の中で今度は要支援関係ですか、予防給付費のことでちょっとお伺いいたします。

2年前のデータがここにあるんですけども、昨年度の予防給付費です。予防給付費の中には、訪問介護費、通所介護費のほかに、あと介護の器具代とかリハビリに必要な経費とかが入っていると思うんですけども、この中に当然訪問介護費、通所介護費の占める割合というのは多いと思うんですけども、平成25年度は、予防給付費、つまり要支援1、2の人にかかった経費が9,400万円というデータが出ておりますけれども、昨年度、平成26年度は、この介護予防給付費、これはどのくらいかかったのか。そして、その中で通所介護費と訪問介護費、合計の占める割合はどのくらいだったのか、量的にご説明をお願いいたします。平成26年度分です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 平成26年度のもの、申しわけございません。今手持ちにございませんですが、平成25年度で申し上げさせてもらってもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

平成25年度ですと、先ほど申されましたように9,400万円が介護予防サービス給付費と全体の経費となっております。その中で1,500万円が訪問介護、占める割合にしますと15%、通所介護ですと4,600万円、50%の割合となっております。

- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） 今度、要支援1、2のクラスの事業が地域支援事業へ移るということなんですけれども、それとは関係なく、この予防給付費の例えば器具とかリハビリというのは、これは要支援の認定者じゃないと対象にはならないんですか。それをちょっと確認したいんですけれども。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） そのとおりでございます。
- 議長（加藤克明君） どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） 訪問介護、通所介護が平成29年度から地域支援事業に移った場合、柴田町としては、この地域支援事業に1億2,500万円一応予定しているようでございますけれども、この中で訪問介護、通所介護の合計です、これらのウエートが私は高くなってはいけないと思うんです。あくまでこれは要望ですから。ほかのほうに回して。大体どのくらいのウエートを考えているのか、ちょっとお尋ねします、その1億2,500万円の中で。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 訪問介護につきましては1,200万円ほど、通所介護につきましては約2,000万円を推定しているところでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） ということは、このデータからいきますと、今までよりもウエートは下がると、そういうふうを考えてよろしいわけですか、1億2,500万円の中で。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 平成29年度は過渡期でございまして、従来の予防給付に残る方もいらっしゃると思います。毎月更新がありますので残る方もいます。また、更新時期が終わって新しい事業のほうに切りかわるということもありますので、金額的なものの総合計は同じというふうに捉えていただければよろしいかと思えます。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） そうしますと、今度この予防給付費、要支援1、2の方が地域支援事業に移った場合、今までは1割負担でサービスを受けられたわけです。残りの50%が介護保険、あと40%が国及び県、町の自治体で負担していたわけです。これは、地域支援事業になりますと、同じく1割負担というわけにはいかなくなると思うんですけれども、この負担率とかはどういうふうな。これは一応町独自で設定していいわけなんじゃないでしょうか。それをちょっとお答え願

います。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） こちらの何割になるかということに関しましては、サービスを展開してくださる事業所もありますし、また、柴田町の町民が隣接の市町村に行ってサービスを受けるということもありますし、また、逆のパターンもあります。近隣市町村の動向なども踏まえながら価格は設定していきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） それでは、これは一応要望なんですけれども、この地域支援事業になりましても、利用者にとっては今まで1割負担でやっておりましたので、できるだけそれに近い線で設定していただくようお願いしたいと思います。

では、次の項目に入ります。

今度は介護予防サービスということで、今までは、たしか要支援の1、2の認定を受けるのには、町の認定というのが必要でございました。今度、地域支援事業に移った場合に、認定は必要なくなるというか、簡単な検査だけでこの地域支援事業のサービスが受けられると聞いたんですけれども、今までの町でやっていた認定と今後の地域支援事業の中での簡単なチェックと聞いたんですけれども、その違いはどの辺にあるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 概要を申しますと、大きな違いというものはないというふうに捉えていただければよろしいかと思います。

町民の方が窓口に来られたときに、チェックリストということでその方の状況を判断します。いろんな項目はあるんですけれども、その中で、それに基づいて要介護のほうに行く方も従前どおりいらっしゃいますし、また、要支援という形になる方も従前どおりあります。また、その要支援に来られた方々の中でその方のケアマネジメントをいたします。この方が何が必要なのか、どんなサービスを提供すれば家庭で日常生活ができるのか、その範囲において要支援の従来のようなサービスが必要な場合、身体介護等を含みますけれどもありますし、あとは一般の介護予防事業ということで展開をしていくことにもなっております。そちらのほうで適正な指導・判断をしていくものとなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうしますと、これは自分の考え過ぎかわかりませんが、地域支援事業になった場合に、認定が今までより段階が少なくて簡単に受けられるんじゃないか、な

るような気が私はするんです。そうすることによって、どうしても支援事業を受けたいということで、地域支援事業は、これは一応町の負担ですから、町の負担がふえ過ぎることが懸念されると思うんですけども、この辺の対策というかそういうのはいかがお考えかお聞きして、最後にしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 先ほどお話をさせていただきましたチェックリスト、またケアマネジメントは専門職でございまして、その辺の資格を有した方々ですので、その基準にのっとって適正に対処していきたいというふうに考えておりますので、変わったからといって給付費が膨大になるということは考えてはおりません。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○5番（斎藤義勝君） 以上で終わります。

○議長（加藤克明君） これにて5番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時29分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番